

## 意見書・決議

## 意見書

## 【平成25年】(2013)

- 453 地方税財源の充実確保を求める意見書(可決)
- 454 台風18号による災害対策に関する意見書(可決)
- 455 過労死防止基本法の制定をもとめる意見書(可決)

## 【平成26年】(2014)

- 456 雇用の安定を求める意見書(可決)
- 457 ウイルス性肝炎・肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(可決)
- 458 京都府におけるウイルス性肝炎検査体制の拡大強化を求める意見書(可決)
- 459 京都府老人医療助成制度の堅持と拡充を求める意見書(否決)
- 460 関西電力高浜原子力発電所3・4号機及び大飯原子力発電所3・4号機の再稼働に反対する意見書(否決)
- 461 集団的自衛権行使の憲法解釈を変更することに反対する意見書(否決)
- 462 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書(否決)
- 463 「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書(可決)
- 464 26年産米の価格下落に対する緊急対策を求める意見書(否決)
- 465 米価下落に対する緊急対策を求める意見書(可決)

## 【平成27年】(2015)

- 466 中途失聴者・難聴者に対する公職選挙のバリアフリーを求める意見書(可決)
- 467 安全保障法制の慎重審議を求める意見書(否決)
- 468 軍用機オスプレイの配備中止及び政府の購入計画の撤回を求める意見書(否決)
- 469 共通番号(マイナンバー)制度の中止を求める意見書(否決)
- 470 労働者派遣法・労働基準法「改正」法案の撤回を求める意見書(否決)
- 471 地域経済の再生めざし、最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援強化を国に求める意見書(否決)
- 472 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書(可決)
- 473 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書(可決)
- 474 国際平和支援法と平和安全法整備法の廃止を求める意見書(否決)
- 475 TPP協定書作成作業から撤退し、調印しないことを求める意見書(否決)

## 【平成28年】(2016)

- 476 国の制度としての子どもの医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティーをやめることを求める意見書(否決)
- 477 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書(否決)
- 478 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書(可決)
- 479 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書(可決)

## 意見書・決議

### 【平成29年】(2017)

- 480 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の廃止とカジノ推進の中止を求める意見書(否決)
- 481 「全国森林環境税」の創設に関する意見書(可決)
- 482 台風21号に係る災害対策に関する意見書(可決)

### 【平成30年】(2018)

- 483 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書(可決)
- 484 平成30年7月豪雨に係る災害対策に関する意見書(可決)
- 485 下水道施設の改築に係る国庫補助の継続に関する意見書(可決)

### 【令和元年】(2019)

- 486 国民健康保険の国庫負担拡充と子どもに係る均等割額の負担軽減を求める意見書(可決)
- 487 難聴児(者)の補聴器購入への公的支援を求める意見書(可決)
- 488 人工内耳用材料への医療保険適用の改善に関する意見書(可決)

### 【令和2年】(2020)

- 489 新型コロナウイルス感染症対策に係る意見書(可決)
- 490 新型コロナウイルス感染症対策に係る意見書(可決)
- 491 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(可決)
- 492 新型コロナウイルス感染症に係る意見書(可決)
- 493 関西電力(株)高浜発電所1、2号機の再稼働に係る意見書(可決)

### 【令和3年】(2021)

- 494 新型コロナウイルスワクチン接種及び経済復興等に係る意見書(可決)
- 495 JR小浜線及びJR舞鶴線の維持・活性化に係る意見書(否決)
- 496 山陰新幹線整備及びJR小浜線、JR舞鶴線の地方在来線維持・活性化に係る意見書(可決)
- 497 日本の造船業の国際競争力強化及び日本海側における海事産業のリダンダンシー対策に係る意見書(可決)
- 498 新型コロナウイルス感染症対策に係る意見書(可決)
- 499 コロナ禍における米価下落対策を求める意見書(可決)
- 500 中華人民共和国による人権侵害問題に対する意見書(可決)

### 【令和4年】(2022)

- 501 電力の安定供給を求める意見書(可決)

平成25年

## 453 地方税財源の充実確保を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求めるものである。

## 記

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について
    - (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
    - (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
    - (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。
    - (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
    - (5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。
  2. 地方税源の充実確保等について
    - (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。
    - (2) 個人住民税は、その充実確保を図ること。
    - (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。  
特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に関する課税等については、現行制度を堅持すること。
    - (4) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
    - (5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。
    - (6) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月7日

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣	新 藤 義 孝 様
内閣官房長官	菅 義 偉 様
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）	甘 利 明 様

舞鶴市議会議長 尾 関 善 之

平成25年

## 454 台風18号による災害対策に関する意見書

本年9月に来襲した台風18号は、気象庁から運用開始後初めて大雨特別警報が発令されるなど記録的な豪雨を本市にもたらし、土砂災害、河川の氾濫などが相次いで発生した。被災地では、多数の家屋等が床上、床下浸水し、また、農地、農作物などにも甚大な被害が発生し、住民生活と地域経済に大きな影響を及ぼした。

とりわけ本市においては平成16年の台風23号により由良川流域において死者6名を含む甚大な被害を受けたばかりであり、再び住家や農地に大きな被害を受け、住民の不安、心労、営農意欲の喪失感は多大なものである。

国におかれては、平成15年8月に策定の河川整備計画を、平成16年に来襲した台風23号による甚大な洪水被害を踏まえ、「由良川下流部緊急水防災対策」として30年計画から10年計画への見直しを英断され、26年度完成予定で現在、整備を実施中であり、加えて、平成25年6月には、新たな「由良川水系河川整備計画」を策定されたばかりである。

本市においても、災害復旧に向け、鋭意取り組んでいるところであるが、一日も早い復旧のためには、国や府の強力な支援が必要である。

国におかれては、被災者に対する支援、災害の早期復旧及び災害に強い地域づくりに向け、次の事項について、必要な措置を講じられるよう、強く要望する。

- 1 「由良川下流部緊急水防災対策」に位置づけられた7地区については、平成26年度に完成させること。
- 2 平成25年6月に策定された、新たな「由良川水系河川整備計画」に位置づけられた対象地区についても早期着手、早期完成を図ること。
- 3 被災した道路、河川等の公共土木施設、農地、林道等の農林施設や社会福祉施設、学校等文教施設、中小企業への災害復旧に対して支援を行うこと。
- 4 床上浸水等住宅被害を受けた被災者の生活支援を迅速かつきめ細やかに図るため、被災者生活再建支援制度の緩和や拡充を図ること。
- 5 災害復旧事業に係る特別交付税の重点配分等の財政措置を図ること。
- 6 被災地域の中小企業者に対する金融支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月15日

衆議院議長	伊吹文明	様
参議院議長	山崎正昭	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	新藤義孝	様
文部科学大臣	下村博文	様
厚生労働大臣	田村憲久	様
農林水産大臣	林芳正	様
経済産業大臣	茂木敏充	様
国土交通大臣	太田昭宏	様
内閣官房長官	菅義偉	様
内閣府特命担当大臣(防災)	古屋圭司	様

舞鶴市議会議長 尾関善之

平成25年

## 455 過労死防止基本法の制定を求める意見書

「過労死」が社会問題となり、「karoshi」が国際語となってから四半世紀がたとうとしている。過労死が労災であると認定される数はふえ続けており、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいが、過労死は、「過労自殺」も含めて広がる一方で、減少する気配はない。突然大切な肉親を失った遺族の経済的困難や精神的悲哀は筆舌に尽くし難いものがあり、また、まじめで誠実な働き盛りの労働者が過労死・過労自殺で命を落としていくことは、我が国にとっても大きな損失と言わなければならない。

労働基準法は、労働者に週40時間・1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止して、労働者の生命と健康を保護することを目指している。しかし、当該規制は十分に機能していない。

昨今の雇用情勢の中、労働者はいくら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのは容易ではない。また、個別の企業が、労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい面がある。

このように、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め、その総合的な対策を積極的に行っていく必要がある。

したがって、国においては、上記の趣旨を踏まえ、下記の内容の法律（過労死防止基本法）を1日も早く制定するよう強く要望する。

### 記

- 1 過労死はあってはならないことを、国が宣言すること。
- 2 過労死をなくすための、国・自治体・事業主の責務を明らかにすること。
- 3 国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月26日

衆議院議長	伊吹文明	様
参議院議長	山崎正昭	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
厚生労働大臣	田村憲久	様

舞鶴市議会議長 尾関善之

平成26年

## 456 雇用の安定を求める意見書

わが国は、働く者の内約9割が雇用関係のもとで働く「雇用社会」である。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要である。

このような状況に鑑み、本議会は、国に対して、下記の事項を強く求めるものである。

### 記

1. 「解雇の金銭解決制度」や「限定正社員制度の普及」、「ホワイトカラー・エグゼンプション」の検討に当たっては、解雇や長時間労働の助長などにつながることをないよう、また、労働者の一層の権利保護につながる制度となるよう、慎重に検討されたい。
2. 労働者派遣法の見直しに当たっては、働き方の多様性を踏まえ、これが派遣労働者のより安定した生活に繋がるよう、公共職業訓練の充実をはじめ、派遣労働者の処遇改善に向けた取組を併せて検討・充実されたい。
3. 雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義に則って、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。
4. いわゆる「ブラック企業」問題に対する実効性ある対策を講じること。また、若年者雇用については、学校における職業教育や進路指導、職業相談など就労支援をさらに拡充すること。
5. 過労死防止施策を総合的に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年3月28日

衆議院議長	伊吹文明様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
厚生労働大臣	田村憲久様
経済再生担当大臣	甘利明様
内閣府特命担当大臣(規制改革)	稲田朋美様

舞鶴市議会議長 尾関善之

平成26年

## 457 ウイルス性肝炎・肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業が行われているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準は、患者の実態に沿ったものとなっておらず、生活支援の実効性を発揮していないとの指摘が肝炎対策協議会においてもなされているところである。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっているが、国においては肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援の制度について何ら具体的な措置を講じておらず、ウイルス性肝炎・肝硬変・肝がん患者への支援の拡大・強化の実現は、一刻の猶予もない課題である。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においては、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について何ら具体的な措置を講じていない。

よって、国におかれては、下記事項を実施されるよう強く要望する。

## 記

- 1 ウイルス性肝炎を含む肝炎医療に関する医療費助成制度を創設すること。
- 2 ウイルス性肝炎が原因である肝硬変・肝がん患者の治療に対する医療費助成制度及び生活支援のための制度を早期に創設すること。
- 3 肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、早急に患者の実態（特に肝硬変・肝がん患者の病態）に応じた障害者認定制度に改めること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月28日

衆議院議長	伊	吹	文	明	様
参議院議長	山	崎	正	昭	様
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
財務大臣	麻	生	太	郎	様
総務大臣	新	藤	義	孝	様
厚生労働大臣	田	村	憲	久	様
内閣官房長官	菅		義	偉	様

舞鶴市議会議長 尾 関 善 之



平成26年

## 458 京都府におけるウイルス性肝炎検査体制の拡大強化を求める意見書

日本におけるB型肝炎、C型肝炎患者の多くは、売血による輸血、医療機関による注射器や注射針の使い回し、学校等の集団予防接種での注射器等の使い回し、ウイルスに汚染された血液製剤の使用などにより感染している。いわゆる「医原病」の被害者である。

ウイルス性肝炎は、多くの場合感染後も自覚症状がないことが多いため、適切な時期に治療を受ける機会がなく、本人が気づかないうちに肝硬変や肝がんへ移行する感染者が多くいる。

そのため、国は肝炎対策基本法を定め、医療費助成など「肝炎治療促進のための環境整備」、診療体制の整備・拡充など「肝疾患診療体制の整備、医師等に対する研修、相談体制整備などの患者支援等」、肝疾患の新たな治療法等の研究開発「研究の推進」と共に、肝炎ウイルス感染者の早期発見のため、「肝炎ウイルス検査の促進」にも取り組み、「保健所等における肝炎ウイルス検査の受診勧奨と検査体制の整備」、「市町村における肝炎ウイルス検査等の実施」を進めている。

しかし、京都府において肝炎ウイルス検査の受検状況は、大きく遅れており、早急に対策を講じ、すべての府民が、一刻も早く肝炎検査を受け、感染している方を適切な治療に結びつけることが求められている。

そのため、京都府が特定感染症検査等事業として実施している保健所での肝炎ウイルス検査と医療機関への無料検査委託の体制を抜本的に強化することが求められている。

よって、京都府におかれては、下記事項を実施されるよう強く要望する。

### 記

- 1 京都府の保健所で実施される特定感染症検査等事業による「肝炎ウイルス検査」の実施日、時間を拡大すること。
  - 2 58医療機関にとどまっている医療機関への無料肝炎検査の委託を全医療機関規模に拡大すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月28日

京都府知事 山田 啓二 様

舞鶴市議会議長 尾 関 善 之

平成26年

## 459 京都府老人医療助成制度の堅持と拡充を求める意見書

政府は、今年4月から、高齢者の医療費の一部負担を、現行1割から2割へ大幅に引き上げる改悪を実施しようとしている。こうした中、京都府においては、平成26年度に限り、新たに70歳になられる高齢者を対象にして、現行の京都府老人医療制度と同様の措置を提案している。

しかし、一方で、京都府が独自に実施してきた65歳から69歳までの、医療費の一部負担金を1割にする同制度について、「今後、1年かけてあり方について検討していく」ことが示されたところである。その方向は、2011年3月にまとめられた「福祉医療制度の見直しに関する検討報告書」において、現行制度を「1割負担から2割負担に」「受給対象を市町村民税の非課税所帯にする」ことなどが検討されており、制度が改悪・縮小される懸念がある。

これまで京都府老人医療助成制度は、府民のみなさんの運動、要望に応じて、全国に先駆けて実施され、制度が縮小されてきたとはいえ、高齢者にとってはいのちを守る重要で有効な制度となっている。

については、京都府におかれては、制度の改悪・縮小を行わず、制度を堅持するとともに、今後、一部負担金が2割とされる74歳までの高齢受給者も対象とされるよう、いっそう拡充を図られるよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月28日

京都府知事 山田啓二様

舞鶴市議会議長 尾関善之

平成26年

## 460 関西電力高浜原子力発電所3・4号機及び大飯原子力発電所3・4号機再稼働に反対する意見書

安倍政権は、財界と一体となって原発の再稼働を前提とした成長戦略を掲げ、原発の輸出を強力に推進しようとしている。

いまだに、東京電力・福島第一原子力発電所事故の原因が解明されていないばかりか、破損した原子炉から出る高濃度の放射能汚染水に、流入した大量の地下水が加わった汚染水処理が、事業者任せになっていることや、事業者のトラブル隠しなど大問題となっている。

原発事故は収束しておらず、廃炉のめどさえ立っておらず、現在も、避難したまま故郷に戻れない人々は14万人を超えている。

それにもかかわらず、政府や電力会社は、「新規制基準への適合性が確認された段階で、立地自治体等の理解と協力を得る」として、高浜原発3・4号機、大飯原発3・4号機をはじめ、泊・柏崎刈羽・浜岡・伊方・玄海・川内など、17基の原発の再稼働をめざして、原子力規制委員会に再稼働を申請している。関西電力は、高浜・大飯原発の再稼働に向け、昨年7月に安全審査を申請し、電力需給が厳しくなる夏までに再稼働させたい意向を表明しているが、「原発事故の原因究明も対策もない中でつくった新規制基準が、再稼働の基準になるのか」「苛酷事故を想定していることは、事故が起きることを前提としている」「使用済み核燃料を処理する技術も能力もないのに、再稼働すべきでない」など、批判が起こっている。

原子力規制委員会は、「重大事故は起こる」ことを前提とし、苛酷事故が起こる確率を「1炉当たり100万年に1度」とする数値目標を具体的にあげているが、現実には、1979年のスリーマイル島原発事故、1986年のチェルノブイリ原発事故、2011年のフクシマ原発事故と、およそ10年～20年に1度の間隔で、原発の苛酷事故は起きている。

舞鶴市民にとって、高浜原発と大飯原発の苛酷事故は絶対に起こってはならず、「重大事故は起こる」ことを前提とする原発の再稼働を認めることなどはできない。

原子力規制委員会は、関西電力・高浜原発3、4号機が新規制基準に適合しているかの審査について「大きな障害はない」と安全性に一定のお墨付きを与え、審査は夏までに終わるとの見通しを示した。関西電力が求める夏までの再稼働も「不可能な目標ではない」と語っている。

世論調査では「再稼働に反対」が多数であり、国民の強い願いである。すべての原発をなくし、再生可能エネルギー導入に抜本的に転換すべきである。

ついでに、国に対し、高浜原発3・4号機、大飯原発3・4号機の再稼働を認めないよう強く求めるものである。

よって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月28日

衆議院議長	伊吹文明	様
参議院議長	山崎正昭	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
経済産業大臣	茂木敏充	様
環境大臣	石原伸晃	様
内閣官房長官	菅義偉	様

舞鶴市議会議員 尾関善之

平成26年

## 461 集団的自衛権行使の憲法解釈を変更することに反対する意見書

安倍内閣は、集団的自衛権の行使について、憲法解釈の変更を閣議決定で行えるとしているが、これは憲法に違反する暴論であり、断じて許されるものではない。

憲法は、時の政府の権力を国民が縛るものであり、憲法改正は、国会議員の3分の2以上の発議によること、国民投票の過半数の賛成によってのみ行えるものである。閣議決定で憲法解釈を変更できるとする安倍首相の発言は、立憲主義に反する極めて乱暴なものであり、国民はもとより、自民党の内部や改憲の立場に立つ知識人からも、厳しい批判があがっている。

そもそも集団的自衛権は、日本が攻撃を受けていなくても、海外での武力行使を可能にするものであり、安倍首相も国会答弁で「言葉のうえではそういう定義」と認めている。この集団的自衛権の行使は、「戦争はやらない。軍隊はもたない。」と決めた憲法第9条に、明らかに違反するものである。

日本は戦後、侵略戦争の惨禍と誤りから深く反省し、二度と再び政府の行為によって、戦争を繰り返さない憲法で固く誓い、国際社会への参加を認められた。安倍内閣の集団的自衛権が行使できるという憲法解釈の変更は、この戦後の平和主義の原則を否定し、日本をアメリカと一緒に海外で戦争する国に変えることを狙うものである。

舞鶴市は戦後、大陸からの引揚者を心から受け入れ、旧軍転法による市民投票で平和産業港湾都市を市是とし、発展してきた。海上自衛隊の基地が存在してきたものの、憲法第9条の規定により、自衛隊員が海外で人を殺戮することもされることもなかった。

舞鶴市民は、戦争する国への道を決して認めない。憲法第9条を堅持し、平和な日本、舞鶴を希求している。安倍首相は、身勝手な発言を撤回すべきである。

ついでに、国においては、集団的自衛権の憲法解釈の変更を、閣議決定で行うという暴挙を断じて行わないよう、強く求めるものである。

よって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月28日

衆議院議長	伊	吹	文	明	様
参議院議長	山	崎	正	昭	様
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
法務大臣	谷	垣	禎	一	様
財務大臣	麻	生	太	郎	様
総務大臣	新	藤	義	孝	様
外務大臣	岸	田	文	雄	様
内閣官房長官	菅		義	偉	様

舞鶴市議会議長 尾 関 善 之

平成26年

## 462 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書

先の臨時国会において、自民党・公明党などが、国民各層の反対の世論を無視し、特定秘密保護法を強行採決で成立させた。

特定秘密保護法によって、外交、防衛、テロ対策などをはじめ、何が秘密かは秘密とされ、国民の知る権利と報道・取材・表現の自由など、憲法に規定された基本的人権、国民主権と平和主義の原則が蹂躪される恐れが懸念される。

京丹後市の経ヶ岬に建設予定の米軍レーダー基地の計画内容や、オスプレイの飛行ルート、舞鶴海上自衛隊などの情報まで、特定秘密とされ、それを明らかにするよう求める本市議会の調査や質問、住民の活動自体が、犯罪行為とされる危険が生じることになる。

秘密保護法は第1に、憲法の国民主権の原則に反するものである。「特定秘密」の指定は政府にゆだねられ、歯止めなく際限なく秘密が広がることになり、国民の「知る権利」が蹂躪されることになる。名ばかりの第三者機関をつくっても、同法律の本質的危険性に変わりはない。

第2に、この法律は、憲法で保障された基本的人権を蹂躪するものである。何が秘密かも秘密にし、秘密を洩らした人や秘密を知ろうとした人、共謀、教唆、扇動した人も取り締まり、処罰の対象にされることになる。裁判でも、特定秘密は開示されず、理由がわからないまま裁かれることになる。

第3に、この法律は、憲法の平和原則に反する法律である。国民の目や耳、口をふさいで、アメリカとともに海外で戦争をする国をつくろうとするものである。公務員が情報を漏らすと10年の懲役、報道機関や一般国民も5～10年の懲役刑を科せられ、「国権の最高機関」であるはずの国会議員も懲役刑になる危険性がある法律といえる。

以上のことから、秘密保護法は、国民主権の原則に反しているだけでなく、国民を重罰で脅す基本的人権の侵害、国家安全保障会議（日本版NSC）の設置と一体で「戦争する国」をめざす平和主義の侵害という点でも、日本国憲法の根本原則に違反している。

このため、マスコミや報道機関、弁護士、演劇人、知識人など、言論・表現・学問にかかわる広範な国民各界・各層から、法成立後も違憲立法である特定秘密保護法の廃止・撤廃を求める声が大きく高まっている。

ついては、国におかれては、憲法に違反する特定秘密保護法は、直ちに撤廃するよう強く求めるものである。

よって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月28日

衆議院議長	伊吹文明	様
参議院議長	山崎正昭	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
法務大臣	谷垣禎一	様
財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	新藤義孝	様
内閣官房長官	菅義偉	様

舞鶴市議会議長 尾関善之

平成26年

## 463 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書

手話は、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使う聴覚障害者（児）にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

平成18年12月に国連総会において採択され、平成20年に発効した「障害者権利条約」第2条において、「言語」とは、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。

また、平成23年8月に一部改正された「障害者基本法」の第3条第3号には、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と定められ、手話は言語に含まれることとされたところである。

さらに、同法第22条第1項では、国・地方公共団体に対して、障害者の意思疎通のための情報確保の施策を義務付けていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できることを目指す「手話言語法（仮称）」を広く国民に知らしめていくことや、自由に手話が使え社会環境の整備を国として実現する必要がある。

よって、国におかれては、上記の内容を踏まえた「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月6日

衆議院議長	伊吹文明	様
参議院議長	山崎正昭	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
総務大臣	高市早苗	様
厚生労働大臣	塩崎恭久	様
文部科学大臣	下村博文	様

舞鶴市議会議長 尾関善之

平成26年

## 464 26年産米の価格下落に対する緊急対策を求める意見書

農林水産省の試算では、米1俵(60kg)当たりの平均生産費が、約1万6,000円(平成23年産生産費)とされている。全国各地の農業協同組合の概算金単価は、60kg・9,000円台から7,000円台の産地・銘柄が続出するなど、この2年間で5,000円から6,000円もの大幅下落である。

中丹管内の農協では、26年産米の概算金単価を「コシヒカリで30kg・4,600円」と設定し、25年産米と比べると、1,550円の減額となっている。毎年、追加払いが実施されているとはいえ、想定外の下落である。

本市の農家・一戸当たりの耕作面積は、他市に比べ少ないものの、この事態を放置すれば、生産意欲を損ね、担い手農家と後継者がコメづくりを見放す恐れがある。結果として、一層の高齢化、農業人口の減少、過疎化が進行することになる。そのことは、耕作放棄地が拡大し、ほ場が荒廃し、災害の拡大にもつながりかねない。

本市は、昨年の台風18号による被害に続き、今年も8月の集中豪雨により、2年連続で農業が深刻な被害を受けている。被害を受けた農家が、京都府・舞鶴市などの支援で、営農意欲を再び取り戻そうとしている時だけに、米価の下落による収入減は、深刻な影響を与えることになる。

よって、政府に対して下記事項の実施を強く求める。

### 記

- 1 米価下落対策本部を立ち上げ、全国の米価の実態を緊急に調査・把握し、深刻な事態を公表し緊急対策をとること。
- 2 下落の要因となっている25年産米を備蓄米として買い入れること。備蓄米を飼料米や食料不足で苦しむ諸国に支援米として送ること。
- 3 異常な米価であり、諸外国並みの価格保障、所得補償で生産コストに見合う米価制度を確立すること。
- 4 ミニマムアクセス米の輸入を削減し、将来は廃止すること。
- 5 経営所得安定対策交付金の削減を撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月6日

衆議院議長	伊吹文明	様
参議院議長	山崎正昭	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
財務大臣	麻生太郎	様
農林水産大臣	西川公也	様
内閣官房長官	菅義偉	様

舞鶴市議会議長 尾関善之

平成26年

## 465 米価下落に対する緊急対策を求める意見書

生産者米価は、近年、生産費を大きく下回る水準にあり、稲作農家に深刻な影響を与えているところであるが、平成26年産米の概算金は、米の需要減少や豊作基調等による在庫の増大などを背景に、昨年に比べて大幅に引き下げられており、今後の米価に大きく影響することが懸念される。

このたびの概算金は、米の再生産に必要な採算ラインを割り込む水準となっており、このような状況がこのまま続けば、国が収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）を発動し、また農家がコスト削減に努力したとしても、農業経営は立ち行かなくなり、営農意欲の減退、耕作放棄地の増大、ひいては離農・離村による農村地域の空洞化など、様々な悪影響の発生が危惧される。

ついで、国が直接関与する生産調整の存続期間においては、少なくとも、国主導による米の補完的な需給及び価格の安定対策に緊急に取り組むことが望まれる。

よって、国におかれては、次の事項を緊急に実施されるよう強く要望する。

### 記

- 1 米の需給バランスの改善に向け、国主導による過剰米の主食用市場からの隔離対策を実施すること。
- 2 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）及び移行のための円滑化対策（26年度限りの経過措置）については、平成26年産米への発動にあたり十分な予算を確保するとともに、交付時期の前倒しを行うこと。
- 3 主食用米及び非主食用米の規模拡大及び低コスト化を進めるため、必要な施設設備の整備や大規模改修等に対する支援拡充を図ること。  
また、規模拡大を進めてきた農業者ほど米価下落の影響が大きくなっていることから、より強い体質の経営体を育成していくため、意欲ある担い手に対して、必要となる機械設備の増設や導入等について効果的な支援策を強化すること。
- 4 一層の強化が見込まれる27年産主食用米の生産調整に対応するため、地域の実情に応じた転作作物の産地形成を支援する産地交付金について、十分な予算の確保と効果的な配分を図ること。
- 5 米の需給改善のため、より効果的な主食用米の消費拡大策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月6日

衆議院議長	伊	吹	文	明	様
参議院議長	山	崎	正	昭	様
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
財務大臣	麻	生	太	郎	様
農林水産大臣	西	川	公	也	様
内閣官房長官	菅		義	偉	様

舞鶴市議会議長 尾 関 善 之



平成27年

## 466 中途失聴者・難聴者に対する公職選挙のバリアフリーを求める意見書

近年の高齢社会の進行に伴い、老人性難聴者の増加が深刻化し、70歳以上の約5割以上が難聴者と言われ、従来の中途失聴者・難聴者の方を含めると、全国で約600万人の難聴者がおられると言われている。

そのような中、現在の公職選挙法並びに関係法令では、参政権の最も大切な政見放送での字幕の挿入や個人演説会での要約筆記が保障されているとは言えないのが現状である。

平成26年1月に批准された「障害者の権利に関する条約」の第2条において、「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）と定義されている。

こうしたことから、公職選挙においても、手話と要約筆記は、「情報の保障」「聞こえの保障」であり、そのバリアフリー化の対応が求められている。

よって、国におかれては、下記に掲げる事項が実施できるよう、公職選挙法並びに関係法令を速やかに改正されるよう強く要望する。

### 記

- 1 政見放送における手話通訳と同時に字幕を挿入すること。
- 2 個人演説会において手話や要約筆記が利用しやすい環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月27日

衆議院議長	町村信孝	様
参議院議長	山崎正昭	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
総務大臣	高市早苗	様
厚生労働大臣	塩崎恭久	様

舞鶴市議会議長 桐野正明

平成27年

## 467 安全保障法制の慎重審議を求める意見書

今国会において、集団的自衛権の行使を容認する内容を含んだ安全保障関連法案が提出され、審議が開始されている。

自衛隊法、周辺事態法、国際平和協力法（PKO法）など、本来、それぞれ丁寧に慎重に審議すべき11本の改正案が提出されている。

戦後70年の間、平和憲法のもと、日本が貫いてきた海外で武力行使を行わないという原則を、大きく転換する内容であり、国民への丁寧な説明や、国会での徹底審議が必要である。

また、法案には国際平和のために活動する他国軍の後方支援の拡大、現に戦闘行為を行っている現場でない場所での活動の容認など、武力行使の一体化につながりかねない内容が盛り込まれている。

政府には、憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持したうえで、国民の生命・財産及び日本の領土・領海を確実に守る観点から、安全保障政策を構築する責任がある。

よって、政府においては、安全保障法制に関する国民の疑問や不安を真摯に受け止め、国会での審議を慎重かつ丁寧に行われるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月29日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山崎正昭	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
外務大臣	岸田文雄	様
防衛大臣	中谷元	様
内閣官房長官	菅義偉	様

舞鶴市議会議長 桐野正明

平成27年

## 468 軍用機オスプレイの配備中止及び政府の購入計画の撤回を求める意見書

日米両政府が、特殊作戦用の垂直離着陸輸送機C V22オスプレイを、2017年から米空軍横田基地に配備する計画を発表した。アメリカ海兵隊所属のMV22オスプレイは、既に沖縄に配備され県民の安全を脅かしているが、今回の計画は沖縄への負担軽減にはつながらないどころか、沖縄の現状が首都東京、ひいては日本全体に及ぶことにほかならない。

そもそもオスプレイが、戦争遂行のための軍用機であることは、中谷防衛大臣も「アメリカ特殊作戦部隊の迅速な長距離輸送という任務を達成する」としているとおりである。さらに問題なのは、同機が従来から「通常の訓練時」にも事故が絶えない危険な軍用機であることである。過日にもハワイのアメリカ軍基地で着陸に失敗し、2人が死亡している。住宅地で同様の事故が起こらないとは、断言できない。

しかも日本政府は、アメリカ軍所属機の配備だけでなく、日本が同機を17機購入し自衛隊に配備する計画である。その額は当面、約3,600億円と言われている。この額は、今年度の社会保障費削減経費分3,900億円に匹敵するものである。

よって、国においては、軍用機オスプレイを沖縄から撤退させ、東京等への配備計画を中止させるとともに、政府の購入計画を撤回するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月29日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山崎正昭	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
財務大臣	麻生太郎	様
外務大臣	岸田文雄	様
防衛大臣	中谷元	様
内閣官房長官	菅義偉	様

舞鶴市議会議長 桐野正明

平成27年

## 469 共通番号（マイナンバー）制度の中止を求める意見書

すべての国民に番号をつけ、税金や社会保障の情報を国が一括管理する共通番号（マイナンバー）制度が、10月1日から国民への通知、平成28年1月からの一部運用が開始されようとしている。今国会において、銀行口座や健康診断結果などにも対象を広げるための法「改正」が審議中であり、安倍首相は「産業競争力会議」で医療分野への利用拡大、民間分野での利用の加速化などを指示するなど、さらに拡大しようとしている。

しかし、いまこの制度に国民から不安と批判の声が広がっている。

第一に、年金機構において、大量の個人情報の流出が起これ、マイナンバー制度でも同様の情報流出が起これない保証はない。この制度はより多くの情報が集積されることから、サイバー攻撃などのリスクも高まり、仮に流出すれば国民に甚大な被害をもたらすことは明らかである。

第二に、この制度では、従業員の給与から税金や社会保険料の天引きを行う、すべての事業所で個人番号を使うことが義務付けされていることから、中小零細な企業ではシステムの更新や整備、情報管理の費用など多大な負担となる。

第三に、この制度の目的は、「国民の利便性の向上」ではなく、日本経団連が「社会保障の歳出を減らすため」と求めてきたように、政府が国民の所得・資産を効率的に掌握し、徴税を強化するとともに、社会保障給付抑制へチェック体制の強化を図るものである。

よって、政府においては、マイナンバー制度にもとづく10月からの番号通知、来年1月からの運用は中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月29日

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
経済産業大臣	宮沢洋一様
厚生労働大臣	塩崎恭久様
社会保障・税一体改革担当大臣	甘利明様
内閣官房長官	菅義偉様

舞鶴市議会議長 桐野正明

平成27年

## 470 労働者派遣法・労働基準法「改正」法案の撤回を求める意見書

労働者派遣法「改正」法案と労働基準法「改正」法案が、今国会に提出された。労働者派遣法「改正」案は、これまで原則1年となっていた、企業が派遣労働者を受け入れることができる期間を事実上撤廃するもので、企業が派遣労働者を増やし、「生涯派遣・正社員ゼロ」とすることを可能にするものである。

また、労働基準法「改正」案は、労働時間の規制をなくし、残業も深夜・休日手当も払わず長時間働かせる「残業代ゼロ」の労働を導入するものである。労働法制を抜本改悪することは断じて許せるものではない。

労働基準法第1条には、「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」としており、労働法制は本来、労働条件の向上をめざすものである。正社員を「ゼロ」にし非正規雇用を拡大したり、残業代を「ゼロ」にして「過労死」するまで働かせることなど、まったく労働法制上あってはならないことである。

しかも、労働者派遣法「改正」案は、これまで2回も国会に提出されたが、労働者・国民の多くの反対世論の前に廃案になっており、同じ内容の法案を3回も提出すること自体、議会制民主主義を踏みにじるものである。また、労働基準法「改正」案は、政府と財界だけで結論をまとめ、政府の審議会でも労働者側が賛成していないにもかかわらず、政府が法案提出を押し切ったものである。

よって、国においては、労働者派遣法「改正」法案と労働基準法「改正」法案を撤回するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月29日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山崎正昭	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
法務大臣	上川陽子	様
厚生労働大臣	塩崎恭久	様
経済産業大臣	宮沢洋一	様
内閣官房長官	菅義偉	様

舞鶴市議会議長 桐野正明

平成27年

## 471 地域経済の再生めざし、最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援強化を国に求める意見書

昨年4月の消費税率の引き上げと、この間の物価上昇の影響で、実質賃金は22カ月連続の減少となった。こうした所得の減少が、消費購買力を低下させ、企業の海外進出ともあいまって、地域経済の疲弊を深刻なものにしている。さらに、そのことが地域から雇用も技術の継承、人材そのものを奪うことにつながり、その結果、地域の将来像を描くことを困難にしている。

現在の京都府最低賃金は時間額789円で、これではたとえ年間2000時間働いても、年収157万8,000円、月131,500円で、いわゆるワーキングプアと呼ばれる水準である。この間、政府も地域経済再生のために賃金引き上げが必要として、最低賃金の引き上げについても言及している。

地域経済を再生していくためには、需要の創出と消費を増やすことを通じて、实体经济を活性化することが不可欠である。その点からも、最低賃金の大幅引き上げと、地域間格差を是正し全国一律の制度とすること、そのことを可能にする最低賃金を引き上げる国の中小企業支援策の抜本的改善が求められる。

よって、政府においては下記事項について改善を図るよう求める。

### 記

- 1 地域経済再生のため、需要の底上げに資するよう最低賃金の大幅引き上げを行うとともに、全国一律の制度とすること。
- 2 最低賃金引き上げにかかる国の中小企業支援策について、以下の改善を図ること。
  - ① 今年2月に「業務改善助成金」要綱改正が行われたが、時間額800円未満とされた部分が据え置かれているとともに、従来あった助成の対象が除外されるなど、さらに使い勝手の悪いものとなっている。対象労働者の時間額の引き上げと、中小企業主にとって活用しやすい制度へ改善すること。
  - ② 最低賃金引き上げを前提とした中小企業への直接支援など、制度の抜本的な改善と大幅な予算増額を行うこと。さらに、中小企業の下請け取引の適正化、まともな単価で公正取引が行われる経済環境を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月29日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山崎正昭	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
厚生労働大臣	塩崎恭久	様
経済産業大臣	宮沢洋一	様
内閣官房長官	菅義偉	様

舞鶴市議会議長 桐野正明

平成27年

## 472 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が、社会的関心を集めている。昨年、国際連合自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告をした。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っている。最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に係る事件について違法性を認めた判決を、最高裁判所が認める決定を下した。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がなされている国もある。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねない。

よって、国におかれては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について、法整備を含む強化策を速やかに検討し実施することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月7日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山崎正昭	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
法務大臣	上川陽子	様

舞鶴市議会議長 桐野正明

平成27年

## 473 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書

将来にわたっての「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」の実現のためには、総合戦略の政策パッケージを拡充強化し、「地方創生の深化」に取り組むことが必要である。政府は6月30日、平成28年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となる「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定した。

今後は、全国の自治体が平成27年度中に策定する「地方版総合戦略」の策定を推進するとともに、国はその戦略に基づく事業など“地域発”の取り組みを支援するため、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」や平成28年度に創設される新型交付金など、今後5年間にわたる継続的な支援とその財源の確保を行うことが重要となる。

そこで政府においては、地方創生の深化に向けた支援として、下記の事項について実現するよう強く要請する。

### 記

- 1 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」と各府省の地方創生関連事業・補助金、さらには新型交付金の役割分担を明確にするとともに必要な財源を確保すること。
- 2 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方創生に係る各自治体の取り組みのベースとなるものであるから、恒久財源を確保の上、5年間は継続すること。
- 3 平成28年度に創設される新型交付金については、平成26年度補正予算に盛り込まれた「地方創生先行型交付金」以上の額を確保するとともに、その活用については、例えば人件費やハード事業等にも活用できるなど、地方にとって使い勝手の良いものにする。
- 4 新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合は、各自治体の財政力などを勘案の上、適切な地方財政措置を講ずるなど意欲のある自治体に参加できるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月7日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山崎正昭	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	高市早苗	様
地方創生担当大臣	石破茂	様

舞鶴市議会議員 桐野正明



平成27年

## 474 国際平和支援法と平和安全法制整備法の廃止を求める意見書

政府は、第189回通常国会において、「国際平和支援法」と「平和安全法制整備法」の2法を、多数の国民の声に反し、衆議院でも参議院でも強行採決を行い成立させた。

国際平和支援法は、米国をはじめ多国籍軍等の戦争を自衛隊が随時支援できるようにするための恒久法であり、平和安全法制整備法は集団的自衛権の行使を可能とするための自衛隊法改正案など10の法案を一括したものである。

いずれもこれまで自国防衛以外の目的に行使できなかった自衛隊の武力を、米国等の求めに応じて自由に行使できるようにするものである。戦争を放棄し、戦力の不保持を定めた憲法に反することは明らかであり、戦争を準備するための「戦争法」そのものである。

その内容は、第1に、イラク戦争など米国が起こした戦争の「戦闘地域」まで自衛隊が行って「後方支援」を行うこと。第2に、PKO法改正で形式上「停戦合意」がなされていても混乱が続く地域で、自衛隊が武器を使った「任務遂行活動」や「治安維持活動」を行うこと。第3に、日本がどの国からも攻撃を受けていないのに、集団的自衛権を行使して米国の戦争に参戦する危険性があることなどである。

これまで歴代政府が憲法第9条の下では「できない」としていた解釈を変え、海外での戦争に踏み出すこととなるもので、事実上現憲法を壊すものである。

政府は長年にわたって「憲法第9条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するための最小限度の範囲にとどまるべき」として、集団的自衛権の行使や他国軍の武力行使との一体化を憲法違反としてきた。

今回の2法は、平和憲法下の我が国の基本政策を転換し、戦争を放棄した平和国家日本のあり方を根本から変えるものであり、到底認めることはできない。

国家間の紛争を戦争にしないために、徹底した平和的な外交戦略が今ほど求められているときはない。集団的自衛権の行使を容認する国会の強行採決は国民世論を反映しておらず、また憲法に違反している。採決のあり方も、民主主義を踏みにじる無謀で「無効」といえるものであった。

よって、政府及び国会に対し、「国際平和支援法」と「平和安全法制整備法」の廃止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月22日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山崎正昭	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
外務大臣	岸田文雄	様
防衛大臣	中谷元	様
内閣官房長官	菅義偉	様

舞鶴市議会議長 桐野正明

平成27年

## 475 TPP協定書作成作業から撤退し、調印しないことを求める意見書

アメリカで開かれていたTPP(環太平洋連携協定)12カ国閣僚会合は10月5日「大筋合意」を発表した。徹底した秘密交渉のもと市場開放分野では、全品目の95%で関税を最終的に撤廃する。農産物重要5項目でも586品目のうち174品目(約30%)で、関税を撤廃する。米ではミニマムアクセス(最低輸入機会)77万トンとは別に、今回さらにアメリカ、オーストラリアから無関税で輸入する7万8,000トン枠を新設、牛肉38.5%の関税を16年かけて9%へ、脱脂粉乳とバターに低関税のTPP枠など、軒並み関税引き下げや撤廃、輸入特別枠などを設けた。その一方で、日本車に対するアメリカの関税は、乗用車で25年目に撤廃、トラックについては30年目に撤廃するとした。

さらに、製薬大企業の利益を担ったアメリカはデータ保護期間を実質8年で合意し、製薬大企業が高値で独占販売できる期間を長くした。日本政府もそれに同調し、自動車や製薬などの多国籍企業の利益を優先した。

TPP交渉は「大筋合意」であり、決着したわけではない。今後、協定の文書化や調印、各国の批准、国会承認が必要となる。TPP交渉内容は、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖の重要5品目を交渉から除外するとした2013年4月の国会決議にも明白に反する内容である。また日本国民の利益をアメリカや多国籍企業に売り渡すものであり、決して容認できない。

よって、政府においては、TPP協定書作成作業から撤退し、調印を中止するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月22日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山崎正昭	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
外務大臣	岸田文雄	様
財務大臣	麻生太郎	様
農林水産大臣	森山裕	様
経済産業大臣	林幹雄	様
内閣官房長官	菅義偉	様

舞鶴市議会議長 桐野正明

平成28年

## 476 国の制度としての子どもの医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティーをやめることを求める意見書

我が国は、少子化による重大な岐路に立たされているところであり、若い世代が安心して結婚・子育てができる環境の整備に向けて、子育て負担の大幅軽減など、少子化対策の抜本的強化を図らなければならない状況にある。子どもの病気の早期発見・早期治療を支えるための、医療費の心配をなくすことは大きな子育て支援となっている。

子どもの医療費助成は、疾病の早期診断と早期治療を促進し、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的として、全ての都道府県において乳幼児医療費無料化を含む様々な助成制度を実施しているが、厳しい財政状況の中での地方単独事業であるため、結果として助成対象年齢、所得制限・一部負担の有無、「現物給付」と「療養費払い」などに地域間格差が生じている状況である。

国は医療費助成を「現物給付」で実施する市町村の国民健康保険について国庫負担を減額するペナルティーを行っており、施策推進の大きな支障ともなっている。子どもの医療費助成を「現物給付」で実施している市町村では、財政運営上大きな支障となっており、「償還払い」の市町村では受診抑制にもつながっている。

厚生労働省は昨年12月15日に、「地方創生」交付金を医療費助成に充てる場合はペナルティーを科さない」と明記した通知を出したが、ペナルティーそのものが廃止されたわけではない。

どこに住んでいても、全ての子どもが等しく育つことのできる環境づくりのために、国として子どもの医療費無料化を制度化するとともに、子どもの医療費助成を現物給付した市町村の国民健康保険国庫補助金の削減（ペナルティー）を廃止することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月29日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山崎正昭	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	高市早苗	様
厚生労働大臣	塩崎恭久	様
内閣官房長官	菅義偉	様

舞鶴市議会議長 桐野正明

平成28年

## 477 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書

「奨学金」利用者は年々増加し、大学生の2人に1人が何らかの「奨学金」を利用している。その背景には、私立大学初年度納付金の平均が1,311,644円、国立大学では標準で817,800円と高騰していることや、家庭収入が減少していることにより、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が多数を占めることによるものである。

一方、不安定雇用や低賃金により、卒業しても返済に苦しみ、「返したくても返せない」若者が増加しており、延滞者は33万人に及んでいる。そもそも、「安定した収入を得て返済する」という制度の前提条件が大きく崩れていると言わざるを得ない。また、延滞者には年5パーセントの延滞金が課せられ、延滞後の返還金がまず延滞金に充当されるため、元金が長期間減らないことも大きな負担になっている。そのため、結婚や出産、子育てへの影響も懸念される場所である。

OECD加盟34か国のうち半数近くの国の大学は授業料が無償で、32か国に公的な給付型奨学金制度が整備されている。大学の授業料が有償で、公的な給付型奨学金制度がないのは日本だけである。

若者を社会全体で応援し、急速に進む少子高齢化や地方の衰退に歯止めをかけるため、下記の事項を実現するよう強く要望する。

## 記

- 1 速やかに大学等において国の給付型奨学金制度を導入するとともに、高校を含めて拡充すること。
- 2 当面、貸与型奨学金は無利子とし、延滞金は廃止すること。廃止までの間、返済金は元金・利息・延滞金の順に充当するとともに、所得に応じた無理のない返済制度を確立すること。
- 3 大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充を実行すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月29日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山崎正昭	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	高市早苗	様
文部科学大臣	馳浩	様
内閣官房長官	菅義偉	様

舞鶴市議会議長 桐野正明

平成28年

## 478 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書

平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれた。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っている。また、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっている。

仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自立的な生活を阻害し給付費が増大するおそれがある。

よって、国におかれては、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月6日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	伊達忠一	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
法務大臣	金田勝年	様
厚生労働大臣	塩崎恭久	様
内閣官房長官	菅義偉	様

舞鶴市議会議長 桐野正明

平成28年

## 479 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にある。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月26日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	伊達忠一	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
総務大臣	高市早苗	様
財務大臣	麻生太郎	様
厚生労働大臣	塩崎恭久	様
内閣官房長官	菅義偉	様

舞鶴市議会議長 上野修身

平成29年

## 480 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の廃止とカジノ推進の中止を求める意見書

カジノを中心にホテル、商業施設、展示場などの大型施設を併設する統合型リゾート（IR施設）を積極的に推進するための特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（以下「カジノ解禁推進法」という。）が強行採決され、成立した。

政府は、「日本再興戦略」でIRを観光振興策としているが、そもそもカジノは賭博であり、賭博は歴史的に多くの重大犯罪を誘発し、多くの人々の不幸を招いてきたことで、刑法で厳しく禁止された犯罪である。カジノ解禁推進法は、公的主体に限定的に認められてきた賭博を、歴史上初めて民間にも解禁する道を開こうとするものである。

またカジノの合法化については、反社会的勢力の介入、マネーロンダリングの横行、多重債務問題の発生、青少年への悪影響、すでに536万人も存在する日本のギャンブル依存症患者の増大など、様々な問題が懸念される。

カジノ解禁により生ずる弊害の中でも、特に、ギャンブル依存症の問題は深刻である。依存症となった人は、ギャンブルをするために借金を繰り返して経済的に破綻する者、あるいは窃盗、横領といった財産上の犯罪に走る者もいれば、最悪の場合、強盗、殺人、放火といった凶悪事件に発展することもある。

既に日本においても競馬・パチンコなどのギャンブルが存在し、相当数のギャンブル依存症患者が発生している現実があり、その周囲には、借金の後始末をする家族や友人、あるいは犯罪の被害者となってしまった者等、ギャンブル依存症によって多大な苦しみを背負うこととなった者が多数存在している。それらの者に対する有効な対策も無い現状において、さらにカジノを解禁すれば、ギャンブル依存症患者を増加させ、経済的破綻や犯罪増加などの社会問題をいっそう深刻化することは明らかである。

世論調査でも「カジノ解禁に反対」が約6割になるなど、大多数の国民も反対している中で、このような法律を短時間の審議で強行採決したことは許されない。

ついては、国におかれては、カジノ解禁推進法を廃止するよう強く求める。そして政府は、同法にもとづくカジノ解禁のためのすべての措置を行わないことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月28日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	伊達忠一	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
法務大臣	金田勝年	様
厚生労働大臣	塩崎恭久	様
経済産業大臣	世耕弘成	様
内閣官房長官	菅義偉	様

舞鶴市議会議長 上野修身

平成29年

## 481 「全国森林環境税」の創設に関する意見書

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は、『平成29年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。

## 記

平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月2日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	伊達忠一	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	野田聖子	様
農林水産大臣	齋藤健	様
経済産業大臣	世耕弘成	様
環境大臣	中川雅治	様

舞鶴市議会議員 上野修身



平成29年

## 482 台風21号に係る災害対策に関する意見書

本年10月に来襲した台風21号は、本市に記録的な豪雨や強風をもたらし、河川の氾濫等による浸水や土砂崩れなどが相次いで発生した。市内各地域では、多数の家屋等が床上・床下浸水し、また、道路、農地・農作物、漁業などにも甚大な被害がもたらされ、住民生活と地域経済に大きな影響を及ぼした。

平成16年の台風23号、平成25年の台風18号、そして今回の台風21号と立て続けに住家や農地等へ甚大な被害を受けた由良川流域はもとより、東西市街地も近年台風等に伴う豪雨による浸水被害が頻発しており、本市においても、住民の不安解消・早期の災害復旧に向け、鋭意取り組んでいるところであるが、一日も早い復旧のためには、国や府の強力な支援が必要である。

今回の台風被害において、国におかれては、被災者に対する支援、災害の早期復旧及び災害に強い地域づくりに向け、次の事項について、必要な措置を講じられるよう、強く要望する。

- 1 由良川緊急治水対策の早期完成を図るとともに、内水被害の軽減に向けてポンプ整備や排水ポンプ車活用等更なる対策を講じること
- 2 東西市街地における総合的・抜本的な治水対策を早期に講じるため、河川改修（二級河川他）等浸水被害防止に向けた事業に特段の財政措置を講じること
- 3 被災した道路・河川・公園等の公共土木施設、農地・農業用施設・治山・林道・漁港施設・海岸保全施設等の農林水産業施設の早期復旧に係る支援、及び定置網の復旧に必要な支援制度の早期創設を図ること
- 4 住宅被害を受けた被災者や事業者が、もとの生活や仕事を取り戻すために必要な各種支援制度について、十分な財政措置を講じること
- 5 自治体の応急対応や復旧復興に要する経費について、特別交付税による財政支援等十分な財政措置を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年11月30日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	伊達忠一	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	野田聖子	様
農林水産大臣	齋藤健	様
経済産業大臣	世耕弘成	様
国土交通大臣	石井啓一	様
内閣官房長官	菅義偉	様
内閣府特命担当大臣（防災）	小此木八郎	様

舞鶴市議会議長 上野修身

平成30年

### 483 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書

アスベスト（石綿）の輸入が禁止されるまでの間、輸入量の多くを建設資材として使用していたことから、建設業従事者がアスベスト被害者の多くを占めている。また、現在でも地震等に伴い発生するがれき処理において、アスベストの飛散が起これ、建設業従事者や国民にアスベストによる被害が広がることが懸念されている。

国においては、平成18年に「石綿による健康被害の救済に関する法律」を成立させ、その後も医療費・療養手当の支給対象期間の拡大等の改正を行っている。しかし、石綿による疾病は、30年から40年という長期間経過したのち発症することが多く、亡くなってから労働災害が認定される事例や、医学的認定基準を満たさず、労働災害の認定に結びつかない事例がある。

こうした中、全国各地で行なわれている、建設業従事者と遺族を原告とし、国とアスベスト建材製造企業を相手取ったアスベスト被害訴訟においては、国や企業の責任を認める司法の流れが見えつつあると言える。

しかし、裁判では時間も費用も掛かり、原告となる被害者に大きな負担を強いることになることから、裁判によらず早期の補償と救済が受けられるよう、被害者への早期救済・解決措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月28日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	伊達忠一	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
財務大臣	麻生太郎	様
厚生労働大臣	加藤勝信	様
国土交通大臣	石井啓一	様
環境大臣	中川雅治	様
内閣官房長官	菅義偉	様

舞鶴市議会議長 上野修身

平成30年

## 484 平成30年7月豪雨に係る災害対策に関する意見書

本年7月に西日本を中心に襲った豪雨は、各地に記録的な雨をもたらし、本市にも、人的被害をはじめ、河川の氾濫等による家屋や農地などへの浸水被害、土砂崩れ等による道路寸断などの甚大な被害を与え、住民生活と地域経済に大きな影響を及ぼした。

近年頻発する自然災害、特に今回は昨年10月の台風21号による被災から1年もたたないうちの豪雨災害であり、立て続けに家屋や農地等へ甚大な被害を受けた由良川流域はもとより、床上・床下浸水被害等を受けた市街地の住民にも大きな不安、疲労そして虚脱感をもたらしている。本市においても、住民の不安解消・早期の災害復旧に向け、鋭意取り組んでいるところであるが、一日も早い復旧のためには、国の強力な支援が必要である。

今回の豪雨被害において、国におかれては、被災者に対する支援、災害の早期復旧及び災害に強い地域づくりに向け、次の事項について、必要な措置を講じられるよう、強く要望する。

- 1 由良川緊急治水対策の早期完成を図るとともに、内水被害の軽減に向けた対策の促進を図ること
- 2 舞鶴西市街地の浸水被害解消に向けた総合的な治水対策を早期に講じるため、二級河川の整備や内水対策等に特段の財政措置を講じること
- 3 上福井地区の土砂災害対策について、早期復旧に向け、必要な措置を講じること
- 4 被災した道路、河川、農地・農業用施設、治山、林道等の早期復旧に必要な措置を講じること。特に主要幹線道路については、孤立化や物流機能等の支障が生じることがないように、災害に強い交通網の整備に向けた措置を講じること
- 5 被災住民や事業者が、もとの生活や仕事を取り戻すために必要な各種支援制度について、十分な財政措置を講じること
- 6 自治体の応急対応や復旧復興に要する経費について、特別交付税による財政支援等十分な財政措置を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年8月9日

衆議院議長	大 島 理 森 様
参議院議長	伊 達 忠 一 様
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣	野 田 聖 子 様
農林水産大臣	齋 藤 健 様
経済産業大臣	世 耕 弘 成 様
国土交通大臣	石 井 啓 一 様
内閣官房長官	菅 義 偉 様
内閣府特命担当大臣(防災)	小此木 八 郎 様

舞鶴市議会議長 上 野 修 身

平成30年

## 485 下水道施設の改築に係る国庫補助の継続に関する意見書

舞鶴市では、昭和35年から下水道管渠の整備に着手し、昭和44年に供用を開始した後も、未普及解消のための下水道管渠の整備を進める一方、経年劣化に伴う管路の破損による道路陥没や水処理施設の故障による市民生活への影響、公共用水域の汚濁等の被害を未然に防止することを目的に、国庫補助制度を活用する中で、計画的に施設改築を進めている。

しかしながら、国の財政制度等審議会においては、下水道事業については、受益者負担を原則として、施設改築に係る国の財政支援を見直す必要があるとの提言がなされ、国の平成30年度予算では未普及解消と雨水対策に重点配分がなされたところである。

今後、老朽化した下水道施設の改築に係る国庫補助が削減又は廃止されることとなると、大幅な使用料の値上げや膨大な一般会計からの繰り入れを余儀なくされるなど、計画的な改築が困難となり、市民生活に重大な影響を及ぼす極めて深刻な状況であると受け止めている。

下水道は高い公共性を有する社会資本であり、水質汚濁防止法には国の責務が明記されている。また、その国庫補助は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されており、下水道を支える国の責務は、施設の新設・改築で変わるものではない。

よって、国におかれては、下水道事業の継続的かつ計画的な遂行により、将来にわたって、「水環境の保全」と「快適な生活環境づくり」が実現できるよう、下水道施設の改築に係る国庫補助を継続するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月27日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	伊達忠一	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	石田真敏	様
国土交通大臣	石井啓一	様

舞鶴市議会議長 上羽和幸

令和元年

## 486 国民健康保険の国庫負担拡充と子どもに係る均等割額の負担軽減を求める意見書

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の根幹として、地域住民の健康保持増進に重要な役割を果たしているが、加入者には高齢者や低所得者が多いことなど、国民健康保険事業を取り巻く財政運営状況は非常に厳しくなっている。

国においては、平成30年度制度改革以降、毎年公費3,400億円を投入するとされているものの、国民健康保険制度の構造的問題に起因する保険料の大幅な増加の抑制には充分であるとは言えない。

また、子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、平成30年度から未就学児を対象とする減額調整措置を行わないこととするなど、少子化対策、子育て支援等の拡充が進められている一方、均等割は、子どもの数に応じて増加するため、子育て世帯にとって負担が大きく、国や自治体が推進する少子化対策や子育て支援施策と相容れないものとなっている。

よって、国及び政府において、国民健康保険制度の安定運営及び子育て支援の観点から、下記の事項を早期に実施されるよう強く要望する。

### 記

- 1 国保財政基盤の強化のため、公費の財政支援について継続して実施するとともに、更なる公費拡充を図ること。
- 2 子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険の子どもに係る均等割額を軽減する支援制度を創設するとともに、必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月7日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	高市早苗	様
厚生労働大臣	加藤勝信	様
社会保障改革担当大臣	西村康稔	様

舞鶴市議会議長 上羽和幸

令和元年

## 487 難聴児(者)の補聴器購入への公的支援を求める意見書

コミュニケーションにおいて重要な役割を果たす聴覚機能を低下させる難聴は、出生後においても様々な要因により発生し、日常生活や社会生活において様々な困難をもたらします。

また、先天性難聴は、早期発見と適切な治療、療育がなされなければ、学習障害や発達障害を生じさせるおそれもあります。

さらに、75歳以上の高齢者の約7割が加齢性難聴になるとの研究報告もあり、国が策定した認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)においても、難聴は認知症の危険因子となる旨の指摘がなされております。

現在、国では、高度難聴者(70デシベル以上・身体障害者手帳6級以上)に対して、補装具制度により補聴器の購入に必要な費用の補助を行っておりますが、軽・中等度難聴者(30デシベル以上70デシベル未満)は補助対象外となっております。

このような状況の中、府内及び府外の一部自治体においては、補装具制度の対象とならない、主に18歳以下の軽度・中等度難聴児に対して、言語の習得を支援するため、補助制度を設けています。

しかしながら、コミュニケーションの重要な役割を担う聴覚機能の維持が、人々の健全な社会生活、認知症、うつ病、運動機能の低下等のリスクの軽減、さらには将来的な医療費及び介護費の増大リスクの軽減に寄与することに鑑みれば、国を挙げて難聴児(者)に対する支援策を充実させることが必要であります。

よって、国におかれては、補装具制度の対象とならない難聴児(者)の補聴器購入について、全国統一の公的支援制度を構築するよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月26日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
内閣官房長官	菅義偉	様
財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	高市早苗	様
厚生労働大臣	加藤勝信	様

舞鶴市議会議長 上羽和幸

令和元年

## 488 人工内耳用材料への医療保険適用の改善に関する意見書

人工内耳は、手術によって耳の奥に埋め込む体内機（インプラント）と音をマイクで拾って耳内の受信装置に送る体外機（スピーチプロセッサ）からなっており、補聴器では十分な装用効果が得られない重度の聴覚障害児（者）の唯一の聴覚獲得法です。

人工内耳の装用により、難聴の乳幼児にとっては健聴児と同様の言語発達や学力向上への寄与が、加齢性難聴の高齢者にとっては認知症、うつ病及び運動機能低下のリスクの軽減とともに、将来的な医療費及び介護費増大のリスクの軽減への寄与が見込まれます。

現在、補聴器及び離れた場所からの音声を補聴する人工内耳用FM送受信機（補助用具）の購入、買換え及び修理については、補装具費支給制度の対象となっており、その費用の9割相当額が原則公費から支給されますが、人工内耳の体内機及び体外機については、当該制度の対象となっておりません。

人工内耳は、初回の手術に要する費用等については医療保険が適用されますが、保証期間経過後の修理等の維持管理、更新に要する費用については、全額自己負担となっており、装用児（者）の大きな経済的負担となっています。

人工内耳手術は、早期に行うほど効果があることから、今後ますます人工内耳装用児（者）が増えていくと予想されます。

よって、国におかれては、保証期間を超えた場合の「人工内耳用音声信号処理装置」の買換え、機器の修理、消耗品の購入などについて医療保険を適用するよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月26日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
内閣官房長官	菅義偉	様
財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	高市早苗	様
厚生労働大臣	加藤勝信	様

舞鶴市議会議長 上羽和幸

令和2年

## 489 新型コロナウイルス感染症対策に係る意見書

新型コロナウイルス感染症が急激に拡大する中、4月17日には緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、京都府についても特定警戒都道府県に位置付けられたところである。

京都府内においては各種イベントの中止のみならず、休業要請や臨時休校、外出自粛要請等、様々な対策が実施されているが、依然、感染拡大が続き、地域経済にも深刻な影響を及ぼしている。また、医療体制の確保や感染拡大防止に取り組み、影響を受ける世帯や中小企業等に対する緊急経済対策を国や京都府において速やかに進められているところである。

しかしながら、感染症終息の兆しは見え、長期化の恐れもあり、市民生活や地域経済等においてリーマンショックを超える非常に厳しい危機的状況が今後も続くと思込まれる。

については、市民の命と生活を守り、安心安全の確保と地域経済の早期の復興を目指すため、速やかな対策と十分な支援を行うよう、次の事項について強く要望する。

1. 感染拡大防止を目的に必要な検査の円滑な実施体制の構築、各医療機関等における必要な病床の確保、医療資器材の整備確保をはじめ医療体制の強化及びその支援に取り組むこと。
2. 厳しい地域経済を踏まえ、中小企業や個人事業主等への支援、雇用の確保など思い切った経済対策を早急に実行すること。
3. 学校の臨時休校や事業所の休業要請等に伴う子育て環境への適切な対応や市民生活を守るための対策を速やかに実行すること。
4. 感染症拡大防止、医療体制の確保、経済復興策等、緊急的に対応する自治体への財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年4月30日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	高市早苗	様
文部科学大臣	萩生田光一	様
厚生労働大臣	加藤勝信	様
経済産業大臣	梶山弘志	様
国土交通大臣	赤羽一嘉	様
内閣官房長官	菅義偉	様
内閣府特命担当大臣	西村康稔	様

舞鶴市議会議長 上羽和幸



令和2年

## 490 新型コロナウイルス感染症対策に係る意見書

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が5月25日によりやく全面解除となり、学校再開や休業要請の緩和などが示され、復興への取組が徐々に進んでいる。しかしながら感染第二波も懸念されることから、厳しい警戒や感染対策は今なお継続しているところである。

今回の感染症拡大は休業要請や外出自粛要請、学校教育における臨時休校やオンライン授業による学力格差等々、地域経済や学校教育においても深刻な影響を及ぼし、日本のみならず世界的に被害が拡大しているところである。

それらを踏まえ、新たな脅威である新型コロナウイルス感染症の拡大防止を行いつつ、同時に日常を取り戻す学習環境の整備や地域経済の復興を目指し、「新しい生活様式」を見据えた取組を速やかに行っていく必要がある。そのため、切実な市民の声を踏まえた早期の対策を実現するとともに一日も早い復興に向けて、次の事項について強く要望する。

### 【市民の命を守る安心の医療体制等】

#### 1. 検査体制の充実

検査キットの早期開発及び供給体制の確立と各都道府県によるPCR検査体制の確立に対する支援を行うこと。

#### 2. 医療提供体制の確保及び治療薬及びワクチンの開発

感染拡大を踏まえ、医療提供体制の確保のため、自治体が行う必要な資器材や設備導入、医療従事者への手当や増員施策に対する財政措置を行うとともに速やかな治療薬及びワクチンの開発に向けた取組を行うこと。

### 【地域経済を支える中小企業、個人事業者等への支援】

#### 3. 中小企業や個人事業者等への融資、支援制度等の充実

休業要請が延長となったことから休業補償の追加、事務所店舗の固定経費である家賃に対する支援、雇用確保のための雇用調整助成金の増額、国の持続化給付金の要件緩和などを行うとともに、さらに地域の実情に応じて実施する自治体の支援策に係る財政支援を行うこと。また、令和3年度以降も地域経済の回復に向けた継続的な取組及び支援策を実施すること。

### 【学校教育及び子育て環境の充実と生活支援】

#### 4. 臨時休校による学力低下、感染症対策を踏まえたオンライン学習への展開

臨時休校により、学力低下や学習環境による格差が拡大していることからオンライン学習環境の早期整備を短期間で実現するため、自治体への大きな財政支援に取り組まれない。さらに生活困窮世帯に対する一時的な支援のみならず、継続的な支援サポートを行うこと。

【自治体への財政支援等】

5. 厳しい自治体財政の中、緊急的に地域事情に応じた感染症や経済復興等への財政支援

各自治体においては緊急的な対策を実施するも、地域経済への影響から地方税の減収や延納等が見込まれ、さらに自治体財政を圧迫することが予想されることから、地方創生臨時交付金や税収補填をはじめ、自治体への財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年5月29日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	高市早苗	様
文部科学大臣	萩生田光一	様
厚生労働大臣	加藤勝信	様
経済産業大臣	梶山弘志	様
国土交通大臣	赤羽一嘉	様
内閣官房長官	菅義偉	様
内閣府特命担当大臣	西村康稔	様

舞鶴市議会議長 上羽和幸

令和2年

## 491 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

### 記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月2日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
内閣官房長官	菅義偉	様
総務大臣	高市早苗	様
財務大臣	麻生太郎	様
経済産業大臣	梶山弘志	様
内閣府特命担当大臣（経済再生担当）	西村康稔	様
内閣府特命担当大臣（まち・ひと・しごと創生担当）	北村誠吾	様

舞鶴市議会議長 上羽和幸

令和2年

## 492 新型コロナウイルス感染症に係る意見書

新型コロナウイルス感染症が国内で発生してから9か月が経過し、日々、感染者は発生するものの国内においては一定の減少傾向となり、「Go To トラベル」等、国の経済復興策も順次、始まっている。

しかしながら、世界的には南米、インドなどの感染拡大や第2波の感染も広がりつつあり、その影響も大きく、今までの社会経済活動や市民生活等々のあり方を根本から見直すことが必要となっている。

新たな脅威である感染症の拡大防止を行いつつ、同時に日常を取り戻す「新しい生活様式」を見据えた取組を将来に向かって進めていく必要がある。そのため、今年度の緊急的な対策のみならず、長期的な視点に立つ、継続的な復興策を実施すべく、次の事項について強く要望する。

### 【地域医療体制の確保に向けて】

#### 1. 医療機関に対する経営支援及び医療従事者への支援

感染症が長期化する中、多くの医療機関の経営が逼迫している。感染症対応での受入体制確保による費用増、受診控えによる患者数の減少など、医療機関の経営を大きく圧迫し、地域によっては感染症患者のみならず地域医療全体の崩壊を招く危険性を生んでいる。地域医療の体制確保の観点から感染症対策を含めた地域医療機関への継続的な支援を行うこと。あわせて、安心の地域医療の継続に繋がる医療従事者等の人員確保や直接的な支援を行うこと。

### 【地域経済の復興に向けて】

#### 2. 中小企業や個人事業者等への融資・支援制度等の充実、継続的な経済対策

過去最大の落ち込みとなった実質GDP、地元金融機関の景況調査によるリーマンショック以来の下げ幅となるなど、地域経済の疲弊は一層進み、今後も長期化することが予想される。

そのことから中小企業や個人事業者等の融資制度の拡充、支援制度の充実、利用しやすい環境の整備を図る等、復興のきっかけとなる継続的な経済対策を実施すること。

#### 3. 公共交通への継続的な支援

鉄道、バス、タクシー等の市民や観光客の大切な移動手段となる公共交通については、コロナ禍により収益が大幅に悪化し、その存続も危ぶまれている。社会経済活動に重要な役割を担う公共交通の崩壊を招くことがないように、国の施策として継続的な支援を実施すること。

#### 4. 新たな雇用の創出に向けた取組

感染症の拡大に伴う失業率が悪化する中、リーマンショック時と同様の緊急雇用創出事業等の制度創設による対策を講じること。

#### 5. 国際貿易港における感染症水際対策の強化

地方都市の発展には空港のみならず港湾が重要な役割を果たしている。国際貿易港である京都舞鶴港においても、国際フェリーや大型クルーズ船の寄港を踏まえ、感染防止に係る港湾における水際対策の充実強化を図ること。

【偏見・差別への取組等】

6. 感染された方、医療従事者等への偏見・差別の防止に向けた取組強化

当事者への非難、誹謗中傷については、平穏な社会生活を送る妨げとなるのみならず、感染症拡大防止に支障が出る恐れがあるなど、国を挙げて克服すべき喫緊の課題と捉え、広報や教育・啓発、相談窓口などの充実強化を図ること。

【自治体への財政支援等】

7. 地域事情に応じた感染症や経済復興等の対策を行う自治体への財政支援

各自治体においては緊急的な対策を実施するも、地域経済への影響から地方税の減収や延納等が見込まれ、今後も自治体財政を圧迫することが予想される。地方創生臨時交付金の効果的な活用を図る観点から、翌年度への繰越や基金への積み立て要件の緩和、また次年度以降の取組に対する継続的な自治体財政への支援を行うこと。

【行政手続のオンライン化等】

8. 行政手続きのオンライン化の速やかな実施

デジタル・ガバメント実行計画において予定されている地方自治体等の行政手続のオンライン化について、感染症の影響と将来の行政手続を踏まえ、必要な情報システムの統一的な整備を加速化させるとともに、それに伴う地方自治体への財政支援を速やかに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月6日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	菅義偉	様
副総理兼財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	武田良太	様
文部科学大臣	萩生田光一	様
厚生労働大臣	田村憲久	様
経済産業大臣	梶山弘志	様
国土交通大臣	赤羽一嘉	様
内閣官房長官	加藤勝信	様
経済再生担当大臣	西村康稔	様
デジタル改革担当大臣	平井卓也	様

舞鶴市議会議長 上羽和幸

令和2年

## 493 関西電力(株)高浜発電所1、2号機の再稼働に係る意見書

国のエネルギー政策については、脱炭素社会を目指し、安全性を確保した上で原子力発電が、将来的にも一定割合、必要であるとされている。そのような中、去る11月6日に本市に対し、運転開始から40年を超える関西電力(株)高浜発電所(以下「高浜発電所」)1、2号機の再稼働の必要性について、国から理解を求める要請があった。

本市は高浜発電所のPAZ(5km圏内)に住民が居住し、全市がUPZ(30km圏内)に入り、住民生活や地域経済等、あらゆる面において高浜発電所と深く関わってきたところである。

そのことから高浜発電所は地元雇用、地域経済、住民の生活において大きく影響するものであり、その再稼働は地域にとって、また、国のエネルギー政策において必要であると考えられる。

こうした地域の事情を踏まえ、立地自治体と同様の取扱、避難路の環境整備、資機材の確保、インフラ整備等々、原子力防災の充実、強化を前提とし、再稼働に向けて次の事項について強く要望する。

### 1. 運転開始から40年を超える原子力発電の安全対策について

国のエネルギー政策において、将来的にも原子力発電が一定割合、必要とされている中で、原子力発電の安全性の確保については、いかなる事情よりも最優先の対策として、国が主導、責任をもって実施し、その役割を果たすこと。地震、台風等の自然災害のみならず、想定を超えるあらゆる有事に対し、国の責任において原子力発電の安全性の確保を行うこと。

### 2. 高浜発電所に係る立地自治体と同様の取扱いについて

原子力発電所については新規制基準、原子力災害対策指針等の新たな安全対策がなされていると認識している。しかしながら原子力災害時には行政区域に関係なく、緊急事態が発生し、住民を守る自治体としての緊急対応が必要であることから、PAZ圏内を有する自治体においては、原子力発電所に係る再稼働の同意、情報提供、対応への財政支援等について立地自治体と同様の取扱いとすること。

### 3. 緊急事態における広域避難の環境整備について

緊急事態発生時に大規模な広域避難となることから、その医療関係者、搬送要員、車両を含め避難手段の確保、警察、自衛隊などの他機関との調整など、国が主導し、地域の実情に応じた体制整備を図ること。

さらに住民広報用資機材、車両、防護服等の充実、積雪時の対応、防護施設整備、一時避難場所の環境整備などを行うこと。

### 4. 緊急事態における避難道路のインフラ整備について

原子力災害時の住民避難及び立地自治体である福井県からの車両流入を考慮し、舞鶴若狭自動車道の早期四車線化(舞鶴東ICまで)やバイパスとなる西舞鶴道路の整備促進、青葉トンネルバイパス整備、狭く脆弱な避難路である府道、市道の整備に係る財政措置を行うこと。

5. 緊急時を予測した対応を行う自治体への財政等支援

各自治体においては緊急事態時を予測した資機材の準備や施設整備、インフラ整備を地域の実情に応じ、実施している。普段活用されることが少ない資機材や施設等の確保も必要であることから、自治体財政への負担も大きく、地域に応じた自治体への特別な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月25日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	菅義偉	様
副総理兼財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	武田良太	様
厚生労働大臣	田村憲久	様
経済産業大臣	梶山弘志	様
国土交通大臣	赤羽一嘉	様
環境大臣	小泉進次郎	様
内閣官房長官	加藤勝信	様
資源エネルギー庁長官	保坂伸	様
原子力規制庁長官	萩野徹	様

舞鶴市議会議長 山本治兵衛

令和3年

## 494 新型コロナウイルスワクチン接種及び経済復興等に係る意見書

昨年に続く2回目の緊急事態宣言が解除されたが、新型コロナウイルス感染症の完全な終息には、感染拡大防止に対する国民の理解と速やかな全国民へのワクチン接種が重要であると考えている。そのため、各自治体においては、国や都道府県からの情報を元に接種体制の構築を最優先の取組として全力で進めているところである。

一方、緊急事態宣言が長期間にわたり発令された中で、地域経済への影響は大きく、飲食業、観光業、交通事業者のみならず、一次産業から三次産業まで幅広い業種の事業者にとって厳しい状況が続き、廃業を選択する中小事業者も多く現れている。

安心安全な日常生活を早期に取り戻すため、検査体制を含む感染防止対策のさらなる充実、全国民への安全かつ円滑なワクチン接種、速やかな経済復興施策の実施に係る次の事項について、強く要望する。

### 【安全かつ円滑なワクチン接種に向けて】

#### 1 国によるワクチンの早期確保

新型コロナウイルスワクチンについては、国の責任において海外からの調達及び国内製造を含めて、必要十分なワクチンの確保と自治体への供給に努めること。

#### 2 自治体との円滑な情報共有

自治体の役割としてワクチン接種を行うにあたり、効果的効率的な手法や副反応情報など、必要な具体的情報の共有を円滑に行うこと。

#### 3 国民への情報の周知

ワクチン接種の有効性をはじめ、副反応、接種に関わる詳細情報について、一人でも多く接種を希望し、集団免疫の獲得に向けて、その必要性を広く国民に周知するとともに、自治体等が設置する相談窓口に必要な情報を速やかに提供すること。

#### 4 国負担による接種及び自治体への財政措置

新型コロナウイルス感染症を完全に終息させるため、国による大胆な資金投入を行い、希望する全国民にワクチン接種が行き渡るまでの間、ワクチン接種体制確保事業費国庫補助金など、自治体が安心してワクチン接種体制づくりが維持確保できる十分な財政措置を行うこと。

また、ワクチン接種後においても、副反応やアナフィラキシーショック等が発生したワクチン接種者に対するアフターフォローやその支援を国の責任において行うこと。

あわせて、診療所等による個別接種を行う場合にあっては、通常診療等への影響や医療リスクを負うこととなることから、協力金等による診療所への負担軽減を図ること。

### 【新たな新型コロナウイルス変異株への対応について】

#### 5 新型コロナウイルス変異株の感染拡大に対する措置

世界各地において新型コロナウイルスの変異株が発生し、国内においても感染力が強いとされる変異株が拡大している。その変異株に対する検査体制及び医療体制、感染防止対策等、新たな感染拡大が発生しないよう、国として万全の措置を講ずること。

### 【地域経済の復興に向けて】

#### 6 中小企業や個人事業者等への融資・支援制度等の充実、継続的な経済対策

帝国データバンクの調査によると新型コロナウイルス関連倒産は3月24日現在、全国で1193件、特に2021年に入り、326件と急激に増加している。地域経済の疲弊は、今後も長期化すると見込まれ、中小企業や個人事業者等への融資、きめ細かな支援制度等を継続的に実施すること。



7 緊急事態宣言による直接的な協力金等の制度の充実

営業自粛、時短要請に伴う補償制度について、事業の規模や売上げ、雇用人数、固定経費等、より事業者の状況に応じた制度とすること。

あわせて飲食業以外の事業者においても、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた事業者も多く、長期的な視点での補償制度の充実を図ること。

8 公共交通への継続的な支援

鉄道、バス、タクシー等の市民や観光客の大切な移動手段となる公共交通については、コロナ禍において減便や運休、タクシー台数の減少となり、収益の悪化を招き、その存続も危ぶまれている。社会経済活動に重要な役割を担う地域の公共交通について、国の施策として継続的な支援を実施すること。

9 国際貿易港における感染症水際対策の強化

地方都市の発展には、港が重要な役割を果たしている。国際貿易港である京都舞鶴港においても、国際フェリーや大型クルーズ船の寄港を踏まえ、港湾における感染防止の水際対策の充実強化を図ること。

【自治体への財政支援等】

10 感染症対策、経済対策等を行い、厳しい自治体への財政支援措置

ワクチン接種をはじめ、事業者への休業補償など過去に例を見ない緊急的な対策が必要とされる中、多くが国負担といえども地域の個別事情に応じた経済対策など自治体負担が発生している。さらに地域経済の低迷から地方税の減収、延納等が発生し、厳しい自治体財政に対する大きな影響となっている。

地方創生臨時交付金の効果的な活用を図る観点から、年度繰越や基金への積み立て要件の緩和、自治体財政の健全化に向けた長期的な視点での継続的な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	菅義偉	様
副総理兼財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	武田良太	様
厚生労働大臣	田村憲久	様
経済産業大臣	梶山弘志	様
国土交通大臣	赤羽一嘉	様
内閣官房長官	加藤勝信	様
経済再生担当大臣	西村康稔	様
行政改革担当大臣	河野太郎	様

(ワクチン接種担当)

舞鶴市議会議長 山本治兵衛

令和3年

## 495 JR小浜線及びJR舞鶴線の維持・活性化に係る意見書

本年5月、JR西日本(株)は、新型コロナウイルス感染症拡大による経営環境の悪化を理由に、利用状況に応じたダイヤ改正を行うとして、JR小浜線の大幅な減便を前提とするダイヤ改正を10月に行うと発表した。

JR小浜線は敦賀・舞鶴間を、JR舞鶴線は京都・舞鶴間を結ぶ日本海側の幹線路線であるとともに、通勤・通学や買い物等の移動手段として沿線地域の人々の暮らしを支え、産業や観光など地域振興に寄与する重要な交通機関となっている。

人口減少やマイカーの普及、高速道路網の整備等によりJR小浜線及びJR舞鶴線とも利用者は減少を続けており、本市においてもICOCAの導入等様々な利用促進事業を進めてきたが、将来にわたる持続可能な運航に危機感を抱いている。コロナ禍による旅行、出張などの大幅な減少による経営環境の急速な悪化による苦渋の決断とはいえ、今回の大幅な減便は誠に遺憾であり、到底容認できるものではない。

地方の鉄道路線の維持は、住民の足を守り、「移動の権利・交通権」を保障するとともに、地方再生の資源を守り、大都市と地方の格差拡大に歯止めをかける上でも重要な課題である。また鉄道は、他の交通機関より環境負荷が小さいという特徴を持っており、地方の鉄道路線網を維持し引き継ぐことは、今日の重要な行政課題でもあり、未来への責任です。

このような観点から、地方在来線であるJR小浜線及びJR舞鶴線の維持・活性化のため、国として以下の対策を講じるよう強く求める。

## 記

- 1 JR小浜線及びJR舞鶴線の安定的な維持・活性化を図るため、公共交通体系を維持し、環境を守るという観点から、「公共交通基金」(仮称)を創設するなど、地方の鉄道網を維持する財政的な基盤を整えること。
- 2 生活路線となっている地方在来線においては、産業や観光などの地域振興に大きな影響を与えることから、ダイヤの減便や駅の無人化等の急速な合理化を一方向的にすすめることがないよう、鉄道事業を管轄する国として厳しく監視・監督すること。
- 3 大規模な財政負担を地方自治体に押し付け、地下水系の破壊や大量の残土処理の課題等を生み出し、結果として在来線を切り捨てることにつながる東京・大阪間のリニア新幹線計画や地方への新幹線網の延長政策は、直ちに見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月29日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	菅義偉	様
副総理兼財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	武田良太	様
国土交通大臣	赤羽一嘉	様
内閣官房長官	加藤勝信	様

舞鶴市議会議長 山本治兵衛

令和3年

## 496 山陰新幹線整備及びJR小浜線、JR舞鶴線の地方在来線維持・活性化に係る意見書

西日本における日本海沿岸地域においては、福井県若狭地域、京都府北部、山陰地域などそれぞれの地域から京阪神地域、岡山広島地域へと南北ルートによる人流物流を軸に発展してきた。現在、北陸新幹線敦賀開業が迫る中、福井県若狭地域から京都府北部、山陰地域への日本海側を東西に縦断する新たな広域ルートは産業、観光、文化など、歴史にも裏付けされた大変、重要な広域ルートであると考えている。

特に将来的に予想されている南海トラフ地震等の太平洋側における大規模災害への対応においても、日本海国土軸の形成によるリダンダンシー機能を確保するとともに、対岸諸国を見据えた国土全体の健全な発展にも寄与する大切な基幹ルートであると考えている。あわせて、昨今の中国、北朝鮮情勢を踏まえ、海上自衛隊や海上保安庁をはじめとする「国防・海の安全の拠点」となる海洋域においても、本エリアの重要性を考慮した広域ルートの整備は国益に寄与するものである。

全国の主要都市をつなぐ新幹線ネットワークについては、国土の均衡な発展と都市部からの地方回帰を促進する地方発展の起爆剤となるものであり、さらにそれにつながる地方都市を結ぶ地方在来線ネットワークについても、圏域の発展には非常に大切である。地方においては学校や病院をはじめ、生活に必要な全ての機能を将来にわたって単一都市であわせ持つことが今や困難であり、地方在来線による交通インフラの維持・活性化は生活圏域の充実確保に必要な不可欠なものであると考えている。

本年5月にJR西日本においては、新型コロナウイルス感染症拡大による経営環境の悪化を理由に、利用状況に応じたダイヤの見直しを行うとして、JR小浜線の大幅な減便を前提とするダイヤ改正を10月に行うと発表されたところである。福井県若狭地域及び舞鶴市域については、高浜発電所をはじめとする原子力発電や舞鶴発電所など全国有数の電力供給地域であり、今日、逼迫する国内電力需要に対処する上で重要なエネルギー拠点である。この重要な地域をつなぐJR小浜線及びJR舞鶴線は、国立舞鶴高専や高等学校をはじめ多数の教育機関が所在することから、その鉄道交通は住民生活に欠くことのできない鉄道路線となっている。

このような観点から、山陰新幹線の整備計画の格上げ及び「京都府北部ルート」の早期実現とともに、地方在来線であるJR小浜線、JR舞鶴線の維持・活性化のため、以下の対策を講じるよう強く求める。

### 記

- 1 日本海国土軸の形成と日本海側と太平洋側地域の連携強化を図る山陰新幹線の整備計画格上げ及び「京都府北部ルート」を早期に実現すること。
- 2 国土の均衡ある発展のため、国家プロジェクトとして新幹線整備に必要な財源を十分に確保するとともに、地元負担の軽減や積極的な支援を行う新たな整備スキームを検討すること。
- 3 JR小浜線及びJR舞鶴線の安定的な維持・活性化を図るため、生活路線となる地方在来線への減収補填を含めた路線維持確保策を国として検討すること。
- 4 生活路線となっている地方在来線においては減便や駅の無人化等の急進的な合理化を一方向的に進めることがないよう、鉄道事業を管轄する国として監視すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月29日

衆議院議長	大 島 理 森	様
参議院議長	山 東 昭 子	様
内閣総理大臣	菅 義 偉	様
副総理兼財務大臣	麻 生 太 郎	様
総務大臣	武 田 良 太	様
国土交通大臣	赤 羽 一 嘉	様
内閣官房長官	加 藤 勝 信	様

舞鶴市議会議長 山 本 治兵衛

令和3年

## 497 日本の造船業の国際競争力強化及び日本海側における 海事産業のリダンダンシー対策に係る意見書

本年5月14日「海事産業強化法」が参議院全会一致で可決、成立し、さらに9月には本法に基づくジャパンマリンユナイテッド(株)を含む4社の「事業基盤強化計画」が国土交通省において認定されたところです。

存続の危機にある海洋国家日本の造船業に対し、国が造船海運分野の事業基盤強化を促進、船員の働き方改革など人的基盤を強化するもので、大変、意義深い法律及び計画認定であります。

現在、世界の造船市場は、国の支援を受けた中国や韓国の造船業界が席卷し、日本の国際競争力は大きく低下、さらに、新造船の供給過剰、コロナ禍による受注減も相まって、日本の造船業はかつてない厳しい状況に置かれています。

本市においても、日本海側唯一の主要造船所であるジャパンマリンユナイテッド(株)舞鶴事業所が、本年、新造船事業から撤退し、退職及び配置転換288名、請負会社の9社が構内から撤退し、地域産業や雇用に大きな影響を与えたところであります。

遡ること明治期において、近代国家への道を日本が歩む中、明治34年に舞鶴鎮守府が本市に設置され、本市は海軍を中心とした近代都市として国策の下、発展してきました。しかしながら昭和20年の終戦によって基幹産業である軍需産業は崩壊、その後、海外引揚者を13年間の長きにわたり最後まで受け入れてきました。

このように本市は如何なる時代においても、国の施策とともに歩みを進めてきたまちであり、海軍工廠を前身とする日本海側唯一の大型造船所及び造船業について、国として支えていただきたいと考えております。

日本の造船業界が存続の危機に直面し、この先、自国で国防や安全保障に関わる自衛隊艦船や海上保安庁巡視船を建造できなくなることが懸念される中、今回の「海事産業強化法」によって、海洋国家日本の国力を取り戻す契機にしていただきたいと考えております。

つきましては、国を支える造船業の国際競争力を強化し、あわせて日本海側の海事産業、とりわけ船舶の建造修理拠点におけるエリアの多重性を確保し、海の安全保障の確保及び国土の均衡ある発展、国益に資することを目的に、「海事産業強化法」の趣旨を踏まえ、国において下記のとおり対策を実施されるよう要望いたします。

### 記

#### 1 造船業の国際競争力の強化を進める対策の充実

- (1) 低環境負荷や自動運航など、高性能な船舶を競争力のある価格で建造するための技術開発及び生産性向上を促進するための補助金や融資等の支援を行うこと
- (2) 海運業や水産漁業、海洋産業など、国内船舶建造及び海洋機械設備の需要喚起策の実施
- (3) 海上自衛隊や海上保安庁の艦船の高度な建造修理機能は海の安全保障に直結する重要な機能であることから、その高度な技術が継承発展できるよう、民間造船会社が行う新たな造船技術の調査研究を国策として支援すること
- (4) 海上自衛隊、海上保安庁などの高機能な船舶の計画的な国内建造の実施及び配備エリアを踏まえた修繕等のエリア発注方式の導入
- (5) 需要増加が期待されるクルーズ客船の国内建造や官民連携した海外船の受注拡大への取組強化

## 2 港湾整備とともに船舶の建造修理拠点の機能維持とリダンダンシー対策

- (1) 重要港湾の整備が全国の地方都市で進められている一方、大型船舶の建造修理拠点は瀬戸内及び太平洋側の一部に集中、南海トラフ地震などを想定し、日本海側においても船舶の建造修理拠点のリダンダンシー対策を行うこと
- (2) 中国の海洋進出、北朝鮮の工作船、違法操業をはじめ対岸諸国の脅威が年々増している。日本海側の中央に位置する京都舞鶴港には海上自衛隊、海上保安庁が所在、さらに海上自衛隊教育隊や海上保安学校、国立舞鶴高専など教育機関も所在し、海に関わる人材育成の重要な地域でもある。このエリアにおけるジャパンマリンユナイテッド(株)舞鶴事業所の新造船事業からの撤退は日本海側の対岸諸国を踏まえた安全保障や海洋海事産業にも大きな影響を与えることから、日本海エリアの海の安全と均衡な国土の発展のため、国として地域性やエリアの多重性を考慮した海事産業、とりわけ造船業への支援を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月6日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	岸田文雄	様
財務大臣	鈴木俊一	様
国土交通大臣	斉藤鉄夫	様
防衛大臣	岸信夫	様
経済産業大臣	萩生田光一	様
内閣官房長官	松野博一	様
海上保安庁長官	奥島高弘	様

舞鶴市議会議長 山本治兵衛

令和3年

## 498 新型コロナウイルス感染症対策に係る意見書

新型コロナウイルス感染症が拡大してから1年半が経過し、その間、変異株の拡がりもあり、緊急事態措置、まん延防止措置と繰り返されてきた。その中で国民の大きな期待を持ってワクチン接種が、集団免疫の確保、重症化防止の観点から最優先事業として取り組まれてきた。

一方、緊急事態措置、自粛が長期にわたることにより、日本経済に深刻なダメージを与えており、サービス業、飲食業、観光業、交通事業者のみならず、一次産業から三次産業まで幅広い業種において、厳しい状況が続いている。

安心安全な日常生活を早期に取り戻すため、検査医療体制を含む感染防止対策のさらなる充実、ワクチン接種完了後の速やかな経済復興施策の実施に関する次の事項について、強く要望する。

### 【徹底した感染防止対策について】

- 1 緊急事態における強制力のある感染拡大防止の法整備の検討  
災害レベルの感染症に対し、全国的な感染爆発を防ぐため、緊急事態措置及びまん延防止措置の見直しを含めて、より強制力のある人流抑制や行動制限を実施できる法整備の必要性について検討を行うこと。あわせて経済的影響を受ける事業者に対する補償についても法整備を検討すること
- 2 新たな変異株に対する水際対策の徹底  
世界においてはラムダ株をはじめ、新たな変異株が発生していることから、空港や船舶入港における海外入国時の検査、隔離など、国内に持ち込まれないよう、徹底した水際対策を実施すること

### 【ワクチン接種、検査医療体制について】

- 3 政府主導による新たな治療薬、治療法の研究、実用化  
重症化を防ぐ中和抗体カクテル療法をはじめ、新たな治療薬、治療法について、政府主導による研究、早期の実用化を図ること。さらにワクチンについては3回目接種も検討されていることから、国内での開発を早急に進めること
- 4 病床確保に対する医療機関への財政的支援  
感染の急拡大による入院病床の急激な逼迫が発生し、医療体制の強化が追い付いていないことから、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象拡大、医療機関への財政的支援による空床補償や後方支援病床の確保が可能となるよう取り組むこと

### 【地域経済対策について】

- 5 長期化する経済低迷に対する復興策の実施及び金融支援の実施  
飲食業、観光業、サービス業をはじめ、厳しい経済情勢を踏まえ、積極的な財政出動による大胆な経済対策、とりわけ地域消費の拡大施策を行うこと。あわせて中小企業に対する積極的な金融支援を行うこと
- 6 雇用確保に係る対策  
雇用調整助成金や中小企業に対する再構築支援、休業補償協力金等による雇用確保に繋がる支援が実施されているが、コロナ禍による廃業、倒産は後を絶たない状況である。継続的な雇用を確保するため、業態業種を問わず、継続的で安定した雇用確保の制度を検討すること
- 7 感染症対策に係る認証店制度の十分な活用  
緊急事態措置及びまん延防止措置期間においても、安全に経済活動を進めるため、感染症対策を着実に実施している店舗については、酒類提供や時短等に係る営業制限、自粛要請について、一律に制限することなく段階的な緩和措置を可能とすること

## 8 「ワクチン、検査パッケージ」システムの早期実施

イベント開催やコンサート、パーティなど、以前と変わらぬ人流や経済社会活動を取り戻すため、参加者の安心安全を確保する「ワクチン、検査パッケージ」システムの構築を実現すること

## 【誰一人取り残さない社会の構築について】

## 9 誹謗中傷、偏見や差別、デマの拡散等に対する対策の徹底

感染者や接触者、医療従事者やエッセンシャルワーカーなど新型コロナに関わる誹謗中傷、偏見や差別、SNSによるデマの拡散等、人権を守るための広報、相談体制、厳罰化など法整備を含めた対策を徹底すること

## 10 子どもに対するケアの充実

ワクチン接種できない幼児、児童への感染が拡大する中、子どもの孤独孤立、いじめ、児童虐待、貧困など様々な問題が感染症拡大によって、家庭内で潜在化することが懸念される。子どもに対する様々な面でのアプローチ、ケアを自治体と連携し、施策として実現すること

## 11 生活困窮者を支える継続的な支援

コロナ禍の影響により、生活困窮者が増加傾向にある。新規相談件数も増え続ける中、生活困窮者自立支援事業や生活福祉資金の貸付、住宅確保給付金など、生活を支える弾力的な制度運用、緩和を行うとともに、継続的な支援体制を構築し、引き続き全額、国による財政措置を行うこと

## 【自治体への財政支援等】

## 12 感染症対策、経済対策等を行い、厳しい自治体への財政支援措置

ワクチン接種を始め、事業者への休業補償など過去に例を見ない緊急的な対策が必要とされる中、多くが国負担といえども地域の個別事情に応じた経済対策など自治体負担が発生している。さらに地域経済の低迷から地方税の減収、延納等が発生し、厳しい自治体財政に対する大きな影響となっている。

新型コロナウイルス感染症特別臨時交付金や地方創生臨時交付金など、基金への積立や年度繰越要件の緩和、交付金の次年度継続など、弾力的な運用を可能にするとともに、自治体財政の健全化に向けた長期的な視点での継続的な自治体支援を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月6日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	岸田文雄	様
財務大臣	鈴木俊一	様
総務大臣	金子恭之	様
厚生労働大臣	後藤茂之	様
経済産業大臣	萩生田光一	様
国土交通大臣	斉藤鉄夫	様
内閣官房長官	松野博一	様
経済再生担当大臣	山際大志郎	様
行政改革担当大臣	牧島かれん	様
ワクチン接種担当大臣	堀内詔子	様

舞鶴市議会議長 山本治兵衛



令和3年

## 499 コロナ禍における米価下落対策を求める意見書

コロナ禍での米の需要の落ち込みは、地域農業に大きな影を落としている。昨今の燃料費等の大幅な価格上昇の例を見ても、食料供給を諸外国からの輸入に依存しなければならない我が国の現状は、食料の安全保障の面からも危機的な状況と言わざるを得ない。

米は我が国の農業の中心であり、中山間地域にとって米作は農地維持に欠かせない手段である。また水田の持つ水源の涵養など多面的機能が保持できなくなることは、農村地域の産業振興にとどまらず、コミュニティや環境保全など、複合的な問題に発展しかねないことから、我が国農業の重要性を再認識するとともに、従来の政策的枠組みにとらわれない国家国民のための食料システムが構築されるよう、早急の下記事項の実施を求める。

- 1 次年度産米へのさらなる影響を抑制するため、適正な在庫量に向けた取組を実施し、余剰とされる在庫分の有効活用と併せて、販売先の確保や販路開拓の取組を支援すること。
- 2 「収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)」や「収入保険」の加入促進のため、制度の拡充、要件の緩和を検討するとともに、水田活用の直接支払交付金をはじめとする作付転換を推し進めるための予算を十分かつ継続的に確保するなど、令和4年度に向けて生産者の所得安定対策を強化すること。
- 3 コロナ禍を契機として広がった家庭における食への関心の高まりを農業への関心とつないでいくよう、学校給食における地場産農水産物の提供等、特に主食である米の消費拡大のための国民的運動を効果的に推進すること。
- 4 中山間地域の農業を持続可能なものとするため、農林水産省「みどりの食料システム戦略」の理念を、早期に社会に実装させる体制整備に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月23日

衆議院議長	細田博之	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	岸田文雄	様
財務大臣	鈴木俊一	様
総務大臣	金子恭之	様
農林水産大臣	金子原二郎	様
内閣官房長官	松野博一	様

舞鶴市議会議長 山本治兵衛

令和3年

## 500 中華人民共和国による人権侵害問題に対する意見書

新疆ウイグル自治区において、大規模な恣意的拘留、深刻な人権侵害が報告されていることについて、国際社会は深く憂慮している。国連の人種差別撤廃委員会は、2018年9月、中国に関する総括所見を発表し、多数のウイグル人やムスリム系住民が法的手続きなしに長期にわたって強制収容されて「再教育」が行われていることなどについて、「切実な懸念」を表明している。

令和2年(2020年)10月には国連総会第3委員会ドイツなど39か国が、香港と新疆ウイグル自治区での人権侵害に重大な懸念を表明する共同声明を発表し、ウイグルとチベットでの人権尊重と調査、香港の事態の即時是正を求めている。また、アメリカ、イギリス、オーストラリアなど、国や政党を越えて大きな人権問題として認識され、中国政府に対して強く非難し、調査を求め、さらにアメリカは人権問題を火種に北京五輪に対する外交ボイコットを行うと正式発表し、各国もそれに同調を始めている。このように中国政府における人権問題については、一国の問題ではなく、国際社会全体として毅然と立ち向かうべきとする世界的な動きとなっている。

舞鶴市においては、戦後、シベリア抑留からの引揚者を13年間の長きにわたり、受入れてきた歴史があり、引揚記念館に所蔵するシベリア抑留と引揚関連資料は、平成27年(2015年)にユネスコ「世界記憶遺産」として登録され、平和の尊さと人権教育の重要性を世界に向けて発信し続けている。そのことから、ウイグルをはじめとする人権侵害については、大変、憂慮すべき問題であり、見過ごすことのできないことと考えている。

よって本市議会においては、人権を尊重する国際社会と協調して、中国政府に対し、説明責任を求めるとともに速やかに日本政府として調査し、人権問題を許さない意思表示を行い、問題ある場合には、あらゆる手法を用いて厳重に抗議することを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年12月23日

衆議院議長	細田博之	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	岸田文雄	様
法務大臣	古川禎久	様
外務大臣	林芳正	様
内閣官房長官	松野博一	様

舞鶴市議会議長 山本治兵衛

令和4年

## 501 電力の安定供給を求める意見書

平成28年4月から、電気の小売業への参入が全面自由化され、家庭や商店も含む全ての消費者が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになった。この電力小売全面自由化により、電気の小売り事業への参入者が増えることで競争が活発化し、時間帯別料金など様々な料金メニュー・サービスが登場することが期待され、消費者のライフスタイルや価値観に合わせて、安心して自由に選択できる環境が整備されてきたと認識している。

しかしながら、昨年から市場で調達する電気の価格高騰などの影響を受け、新規に参入した電気事業者の撤退が増加していることに加え、多くの新電力は、自前の発電設備を持たず、日本卸電力取引所で電気を調達し、顧客に販売している状況にある。

また、昨年から続く液化天然ガス（LNG）の価格上昇に、ロシアによるウクライナ侵攻の影響も重なり、本年4月の平均市場価格は、昨年同月の2.7倍に膨らんでいる。

さらに、経済産業省においては、新電力の事業撤退などにより電力の供給先が見つからない企業等に対し、大手電力の送配電会社が電気を供給する最終保障供給制度に電力卸市場価格を反映する見直し案を公表し、現在の市場販売価格に比べ、割安となっている同制度の値上げを提案しているところである。

今後の輸入による燃料調達の程度によっては、さらに厳しい電力需給が想定されるため、この状況を克服するためには、エネルギー政策に大きな責任を持つ国の役割が重要であることから、早急に下記事項の実施を求める。

- 1 電力需給の安定的運用及び電気料金の高騰抑制対策を早急に進めること
- 2 小売電気事業者への参入基準の検証を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月29日

衆議院議長	細田博之	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	岸田文雄	様
総務大臣	金子恭之	様
財務大臣	鈴木俊一	様
経済産業大臣	萩生田光一	様
内閣官房長官	松野博一	様

舞鶴市議会議長 山本治兵衛

## 決 議

### 【平成27年】（2015）

- 183 北陸新幹線の京都府北部都市圏を経由する若狭（小浜）ルート of 早期実現を求める要望決議（可決）
- 184 使用済核燃料中間貯蔵施設建設に関する決議（可決）
- 185 住民の理解を得ないままの高浜原発3・4号機の再稼働に反対する決議（否決）
- 186 高浜発電所3・4号機の再稼働に関する決議（可決）

### 【平成28年】（2016）

- 187 平成28年熊本地震に係る要望決議（可決）
- 188 日本海側地域の発展、国土の均衡ある発展に必要な整備新幹線の実現に関する決議(可決)

### 【平成30年】（2018）

- 189 2025年国際博覧会の誘致に関する決議（可決）
- 190 舞鶴市体育施設条例等の一部を改正する条例、舞鶴市手数料条例等の一部を改正する条例、舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例及び舞鶴市公民館条例及び舞鶴市文化施設条例の一部を改正する等の条例に対する附帯決議（可決）

### 【令和2年】（2020）

- 191 舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例制定に対する附帯決議（可決）
- 192 高浜発電所1、2号機の再稼働に関する決議（可決）

### 【令和3年】（2021）

- 193 舞鶴市議会日本共産党議員団に対する問責決議（可決）

### 【令和4年】（2022）

- 194 ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議（可決）

### 【令和5年】（2023）

- 195 議会の信頼回復に関する決議（可決）

平成27年

### 183 北陸新幹線の京都府北部都市圏を経由する若狭(小浜)ルート of 早期実現を求める要望決議

本年3月に「長野－金沢間」が延伸開業した北陸新幹線は、政府が「金沢－敦賀間」の延伸を3年前倒しすることを決定し、平成35年春の開業に向けて整備が進められている。

そのような中、現在、敦賀以西のルートについて各地でさまざまな議論が行われているが、全国新幹線鉄道整備法に基づき整備計画された北陸新幹線の公式ルートは、小浜付近を通り大阪へ向かう若狭(小浜)ルートである。

整備計画がつけられた昭和48年当時、舞鶴市議会は、福知山市、綾部市及び宮津市の議会と連携し、北陸新幹線のルートは京都府北部地域を経由するよう京都府並びに京都府議会に対し強く要望している。爾来40年以上が経過し、今ようやく議論が加速しようとしている状況の中にあつて、地域が一丸となつて北陸新幹線の府北部地域への誘致の実現に向けて取り組む必要がある。

京都府北部5市2町では、本年4月に「京都府北部地域連携都市圏形成推進宣言」を行い、府北地域を一つの30万人都市とする経済・生活圏の形成に向けて取り組んでいるところであり、整備新幹線には沿線の開発効果として産業立地や観光開発等が期待される。

このことから、府北部地域の活性化を図り、府北部地域連携都市圏の取り組みをより強固なものとするため、北陸新幹線を府北部地域に誘致すべきである。

さらに、府北部地域には、日本海側の重点港湾や海事拠点、工業団地等の国土拠点が集積している中にあつて、高速鉄道でネットワーク化することは必要と考える。

北陸新幹線の誘致は、府北部地域の発展に向けた最後のチャンスであり、若狭(小浜)ルートを前提として、府北部都市圏はもとより、京都府域を経由する北陸新幹線ルートの早期実現について、国に要望するとともに、京都府におかれても、積極的に取り組んでいただくよう要望する。

平成27年10月7日

舞 鶴 市 議 会

平成27年

## 184 使用済燃料中間貯蔵施設建設に関する決議

国は、エネルギー基本計画において、安全性の確保を大前提に、原子力発電をエネルギー需給構造の安定に寄与するベースロード電源に位置付けており、海外からの輸入燃料に依存している我が国において、国がエネルギー政策上、原子力発電は必要であるとするは一定理解するものである。

一方、原子力発電に伴い確実に発生する使用済核燃料の問題については、高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた取り組みや使用済核燃料の中間貯蔵施設等の建設を促進するとしている。

このような中、平成27年11月20日に関西電力(株)においては「福井県外において、2020年に中間貯蔵施設の建設計画地を決定し、2030年頃に操業開始する」とする使用済核燃料対策推進計画を公表したが、12月11日に関西電力(株)八木社長は、京都府山田知事との面談の中で、舞鶴市は建設の対象地域にはしない方針を明言されており、舞鶴市での中間貯蔵施設の建設はないものと認識している。

舞鶴市議会としては、中間貯蔵施設は、国のエネルギー政策において必要とされる施設であり、エネルギー政策は国民生活や経済活動に必要な取り組みであるが、舞鶴市は高浜発電所の5 km圏、いわゆるPAZを有しており、まさしく立地自治体に準じた立場で、これまでから国のエネルギー政策に協力してきたところであり、舞鶴市での中間貯蔵施設の建設は受け入れられないものである。

以上、決議する。

平成27年12月22日

舞 鶴 市 議 会

平成27年

## 185 住民の理解を得ないままの高浜原発3・4号機の再稼働に反対する決議

福島第一原発事故の収束も、事故原因の究明もできず、いまだに事故のために福島県内外から10数万人の方々が避難を強いられ、帰還の目途もまったく立たないというのに、高浜原発3・4号機を再稼働することは許されない。これは福島第一原発事故以後、一貫して変わらぬ世論でもある。

国は「原子力規制委員会が安全と判断した原発から順次再稼働を進める」というが、「原子力規制委員会は規制基準に適合しているか否かを審査するのであって、原発の安全性を保証するものではない」と明言している。

従って、原発事故は起こりうるが大前提とされ、その際30キロ圏内の自治体には住民避難計画の策定が義務づけられているが、未だ実効性ある避難計画は策定されておらず、しかも原子力規制委員会の審査の対象とさえなっていない。最も大切な住民の命と安全が、事故発生時に確保されるか否かは、まったく審査・評価されていないのである。

すでに、京都府と舞鶴市は高浜原発の5キロ圏内のAゾーンの松尾・杉山地区、これに準じるA2ゾーンの田井・成生・野原・大山の4地区の住民に、安定ヨウ素剤を事前配布した。ヨウ素剤を受け取った住民からは、原発事故の不安や、再稼働に反対する声が相次いでいる。高浜原発など福井の原発で大事故が起きれば、京都府は広範囲に汚染される可能性が非常に高いことが、放射能汚染予測でも明らかになっているが、政府はスピーディを活用しないこと、安定ヨウ素剤の配布は5キロ圏内の住民に限定する改悪を行った。本市の住民避難計画は、AゾーンとA2ゾーンの地区は、事故が発生する前に即時避難となっているが、それ以外の住民は、事故が起きれば、屋内退避で放射性プルームをやり過ごしてから順次避難するという計画で、多くの市民が被ばくすることが前提とされるが、ヨウ素剤は配布されない。

関西電力は、原発に隣接する京都府や舞鶴市などの自治体は、原発立地自治体でないという理由で、再稼働の同意権を含む立地自治体と同等の安全協定を結ばなかった。原発から30キロ圏内にすべての市民が生活する本市は、避難計画策定が義務づけられているが、福島原発事故の教訓からも、実効性ある避難計画など策定できるものではない。

原発から30キロ圏内にすべての市民が暮らす舞鶴、避難計画も実効性がなく、被曝計画と揶揄される状況です。原発を再稼働させれば、使用済核燃料が発生しますが、人類はそれを人体に無害にする能力も技術ももちあわせていません。また、全国には中間貯蔵施設は一つもありませんが、それは建設されたら最終処理場になりかねないからです。11月2日に、舞鶴市主催で高浜原発の市民説明会が開催されました。参加者を限定し、質疑応答の時間はとらない、説明は国の規制庁・内閣府などが、それぞれ「原発は安全だ」「事故が起きても放射性物質は福島より抑えられる」「事故が起きても国が責任をもつ」などと表明しましたが、多くのみなさんは、「福島の復興・賠償などの現状を見ればますます不安になった」というのが正直なところではないでしょうか。

市民の命と安全を守る上で、いま最善の策と考えられることは、高浜原発3・4号機を再稼働させないことである。よって、舞鶴市議会は、住民の理解を得ないままの高浜原発3・4号機の再稼働に反対すると決議し、その意思を文書で政府・京都府・関西電力に対して送付するものである。

以上、決議する。

平成27年12月25日

舞鶴市議会

平成27年

## 186 高浜発電所3・4号機の再稼働に関する決議

日本は、ほとんどのエネルギー源を海外からの輸入に頼り、自律的に資源を確保することが難しいという脆弱性を有しており、東京電力福島第一原子力発電所事故以降、原子力発電所が停止した結果、エネルギー自給率がさらに低下する中で、海外から輸入する化石燃料への依存度が高まり、経済的な負担が増加しているだけでなく、世界的な課題である地球温暖化問題への対応を困難なものにしている。

このような状況の中、平成26年4月に国のエネルギー基本計画（閣議決定）が定められ、原子力発電は、低炭素の準国産エネルギー源であるとして、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定に寄与するベースロード電源に位置付けられ、高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認められた原子力発電所について、国の方針として再稼働を進めることが明記された。

現在、新規制基準適合審査に適合した高浜発電所3・4号機は、国の方針において再稼働に向けた準備が進められている。

万一の際の広域避難については、平成27年12月18日に国の「高浜地域の緊急時対応」が定められ、市の避難計画については、現在、実効性を高めるための改正作業が進められているところであるが、P A Zを有する本市の安全・安心の確保のためには、避難道路の確保など、さらなる原子力防災対策を進める必要がある。

また、平成27年11月2日には、舞鶴市と京都府の共催による「舞鶴市住民説明会」が開催されたところであるが、高浜発電所の再稼働に関する全ての市民の不安を払拭するには、引き続き、国や関西電力が丁寧に説明を尽くさなければならない。

日本は、東京電力福島第一原子力発電所事故を教訓として、縮原発から脱原発に向かうべきであり、国は早期にその道を示すべきであるが、現状において、世界規模で進展する地球温暖化問題へ対応し、国民が安心して日常生活を送り、また、経済及び産業の持続的な発展を維持するためには、安全で環境に優しく、かつ安定供給できる代替エネルギーに転換できるまで、安全を大前提として原子力発電に頼らざるを得ないと考える。原子力防災対策や市民の理解など、再稼働に関する全ての不安が解消されたわけではないが、市民生活や地域経済の発展のためには、安定的な電力供給が大変重要であることから、立地自治体に準じる舞鶴市として、引き続き、市民の不安解消や、十分な安全対策に取り組むことを前提として、新規制基準に適合する高浜発電所3・4号機の再稼働を容認する。

以上、決議する。

平成27年12月25日

舞 鶴 市 議 会



平成28年

## 187 平成28年熊本地震に係る要望決議

去る4月14日以降、熊本県及び大分県で連続して発生した熊本地震により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族や被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

今回の地震では、熊本地方を中心に広範囲にわたる地域で土砂災害、家屋の倒壊や電気、道路、水道等のライフラインが寸断されるなど甚大な被害に見舞われ、被災地域住民は、今も続く余震に予断を許さず、避難生活が長期化することも懸念される中、避難所等での不便な生活を余儀なくされております。

こうした中で既に、地震発生以来、救助・支援活動に国を挙げて取り組みが進められているところですが、全国の自治体等も最大限の協力体制をもって取り組む必要があります。

本市においても、既に緊急消防援助隊、被災建築物応急危険度判定及び災害ボランティアセンター業務支援など、被災地への人材派遣や救援物資の輸送などを行っておりますが、今後も国や京都府、関係自治体等と連携を取りながら支援に取り組むことを求めます。

つきましては、舞鶴市議会として今後の支援活動に注視し、被災地に向けでき得る限りの支援に努めるとともに、被災地全体の一日も早い復旧・復興の実現を願い、次のとおり強く要望します。

- 1 政府におかれては、十分な財政支援措置を行うなど、迅速な被災者支援並びに被災地の復旧・復興支援を一層推進されるよう要望します。
- 2 舞鶴市当局におかれては、国、京都府等と協力して、でき得る限りの被災者支援並びに復旧・復興支援に努められるよう要望します。

以上、決議します。

平成28年6月6日

舞 鶴 市 議 会

平成28年

## 188 日本海側地域の発展、国土の均衡ある発展に必要な整備新幹線の実現に関する決議

整備新幹線の建設は、国内の地域間交流圏の拡大と沿線地域の産業、経済の発展等の地域活性化に大きく寄与し、日本経済全体の活性化や国土の均衡ある発展を図る国家プロジェクトである。

新幹線は沿線地域に大きな経済波及効果と開発効果をもたらし、太平洋側地域の発展に大きく寄与してきたが、新幹線の整備が進んでいない日本海側地域に大きな経済格差を生んできた。

日本海側地域は、東アジア諸国・地域に広く対面し、交流・貿易の拠点を多数有しており、東アジア地域との交流拠点となる大きな可能性を有している。また、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が危惧される中、太平洋側地域のバックアップ機能、支援機能確保の観点からも極めて大きな役割を果たす地域である。

京都府北部5市2町は、「国防の拠点」、「海の安全の拠点」、「関西経済圏のエネルギー拠点」であり、災害に強い京都舞鶴港を有し太平洋側の「リダンダンシー機能」を備えている。加えて、広域観光の拠点「海の京都観光圏」であり、生産性の高い「ものづくり産業基盤」を有している日本海側の重要地域である。

この重要な地域と、関西経済圏、全国の主要都市を結び、北陸から若狭、丹後、山陰へ繋がる切れ目のない日本海側国土軸を形成する整備新幹線を整備することが、将来の日本海側地域の発展、国土の均衡ある発展といった『国益』にも寄与するものである。

よって、本市議会は、日本海側地域の発展、国土の均衡ある発展に必要な整備新幹線の実現に向けて、総力をあげて取り組むことを宣言する。

以上、決議する。

平成28年12月26日

舞 鶴 市 議 会

平成30年

## 189 2025年国際博覧会の誘致に関する決議

2025年に「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする国際博覧会を大阪・関西が一体となって展開することは、産業・観光の新たなイノベーションやインバウンドをはじめとした観光客の増加が期待できるほか、大きな経済効果や交流人口の拡大をもたらすとともに、開催地のみならず、本市を含む関西の存在感を示す絶好の機会となるなど、大きな意義がある。

また、こうした国際博覧会の開催は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンであり、現在、京都舞鶴港へのクルーズ客船誘致に注力している本市にとっても、世界に向けて「京都・舞鶴」「京都舞鶴港」をアピールするまたとない機会であり、地域の産業振興や観光文化交流等に寄与することが期待できる。

よって、舞鶴市議会は、大阪・関西における国際博覧会の開催を支持するとともに、誘致実現に向けた国内気運の醸成など、2025日本万国博覧会誘致委員会の招致活動を支援し、協力を行うものである。

以上、決議する。

平成30年6月28日

舞 鶴 市 議 会

平成30年

**190 舞鶴市体育施設条例等の一部を改正する条例、舞鶴市手数料条例等の一部を改正する条例、舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例及び舞鶴市公民館条例及び舞鶴市文化施設条例の一部を改正する等の条例に対する附帯決議**

執行機関においては、長年見直されてこなかった使用料等の受益者負担について、新たに原価計算に基づく算定方法を取り入れるなど、その適正化を図るための検討を進められてきた。その中では、公平性・透明性の確保はもとより、時間貸し、部分貸しをはじめ、同種サービスの料金調整や広さ割等の各種の負担調整等、利用者の目線に立った多くの配慮がなされていることを評価するものである。

一方、これらの条例の施行に当たり、使用料等の改正の内容が市民にとって大きな影響を与えることも想定されるため、舞鶴市議会としても、その趣旨・目的等について地域住民への周知に努めるところであるが、執行機関及び関係者においても、次の点について配慮されたい。

- 1 新たな使用料等への移行に当たり、市民の理解を得るために必要な対策を講じること。
- 2 公の施設に係る利用率の一層の向上が図られるよう、その充実及びサービスの向上に必要な対策を講じること。
- 3 条例施行から2年後に予定されている検証の結果を市民に周知するとともに、これらの条例により整理された使用料等について、より一層の公正性・公平性の確保の観点に立ち、必要な見直しを行うこと。

以上、決議する。

平成30年6月28日

舞 鶴 市 議 会

令和2年

## 191 舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例制定に対する附帯決議

ごみ処理体制の維持及び受益者負担の適正化を図るため、可燃ごみの処理手数料を改めるとともに不燃ごみの有料化については、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえ、ごみ処理の適正化及び3Rの推進に極めて重要な取組であると考えます。

そのことから手数料の改正については市民生活に直結するとともに、市民の十分な理解と協力が必要と考えており、舞鶴市議会としても、その趣旨・目的等について市民への周知と理解を図っていくこととしている。

そのため、執行機関及び関係者においても、次の点について十分に留意いただきたい。

- 1 新たな手数料が発生することから、負担の公平性等、市民から寄せられた意見を踏まえ、その趣旨について市民に十分理解していただけるよう、様々な施策を翌年7月の施行までに講ずること。
- 2 ごみ処理手数料、施設搬入手数料等の徴収方法及びごみ処理手続きの具体的な運用について、速やかな市民への周知等、適切に対応を行うこと。
- 3 条例施行後においても、市民生活に大きく影響を与えるものであることから、市民理解が得られるよう、十分な説明を行い、丁寧な対応を行うこと。

以上、決議する。

令和2年10月6日

舞 鶴 市 議 会

令和2年

## 192 高浜発電所1、2号機の再稼働に関する決議

日本のエネルギー政策については、再生可能エネルギーを日本の主力電源化とする目標とし、脱炭素社会を目指す上で、安全性を最優先に原子力発電をエネルギーの安定性に寄与する重要なベースロード電源であると位置づけている。

その上で世界規模の地球温暖化問題や経済及び産業の持続的な発展を維持するためには、安全を大前提に原子力規制委員会の新規制基準に適合した原子力発電が一定期間、必要であると考えている。

我が国においては福島第一原子力発電所の事故を教訓として、原子力防災及びエネルギー政策を大きく見直す中で、安全性を担保し、継続的、安定的な電力供給を行うことは、さらなる日本の経済発展に繋げていく基盤となるものである。

運転開始から40年を経過した原子力発電においても、延長運転が認められる中、高浜発電所1、2号機は、その安全性対策工事が進められ、国の方針のもと再稼働に向けた準備が整ったことから、11月6日には本市に対し、資源エネルギー庁から再稼働に係る理解を求める要請があったところである。

そのような中で本市においては高浜発電所のP A Z(5 km圏内)に住民が居住し、全市がU P Z(30km圏内)に入り、住民生活、地域経済など、建設当初から、あらゆる面において高浜発電所と深く関わりを持つ自治体であり、高浜発電所1、2号機の再稼働については地元雇用、地域経済、住民の生活において大きな影響を及ぼし、地域の将来を左右する契機となるものである。

このような地域の事情を踏まえ、舞鶴市議会として国に対し、立地自治体と同様の取扱いや避難路の環境整備、資機材の確保、インフラ整備等々、原子力防災の充実強化、住民への丁寧な説明と住民の安全を国が責任を持って確保することを前提として、新規制基準に適合し、国の責任において安全性が確認された高浜発電所1、2号機の再稼働を容認する。

以上、決議する。

令和2年12月25日

舞 鶴 市 議 会

令和3年

## 193 舞鶴市議会日本共産党議員団に対する問責決議

日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき、地方議会は住民の負託に応える責務があり、その責務を果たすために議会活動に取り組むとともに、最善の意思を決定する議事機関として存在しなくてはならない。舞鶴市議会は市制施行以来、今日に至る70余年にわたって住民福祉の向上を目的として伝統と歴史を積み上げてきたところであり、その歴史の中で培われた市民からの信頼によって、合議制による議会の議決は重き尊厳を保持している。

一方、地方議会を取り巻く環境は大きく変化している。戦後から現在へと社会情勢が変化していく中、改正された地方自治法は地方自治体に権限を付与、強化されることとなり、地方議会の役割や方向性について、地方自治法で明確に定められ、議会機能の強化が大きく求められることとなった。そのような背景のもと、市民の負託に応え、市民福祉の向上と市民の利益を守るために舞鶴市議会はこれまで議会の機能を高めることを目的に様々な議会改革に取り組んできた。今後も引き続き議会改革の取組を進めていく不断の努力が必要となっており、取組を進めるためには合議による議決は遵守されなければならない。

しかしながら、当該議員団は、令和3年3月8日に開催された議会活性化特別委員会で議決した議員活動の見える化に関する調査に対し、後日になって協力しないと意思表示した。また、令和3年4月5日に開催された各派幹事会において、議長から改めて協力するをお願いし、当該議員団を除く全ての会派から議決結果に対して協力を求める旨の発言があり、議会として取り組むことについて再度、確認されたにもかかわらず、締切日である令和3年5月1日を経過しても調査報告を行っていない。

このことは、以下の理由により到底、看過することはできず、今回の言動を断じて認めるわけにはいかない。

(地方議会の否定)

- 1 議論に十分な時間をかけ、公平性を担保する合議制の議会において、議決事項に従わないということは議会制民主主義の否定であり、地方議会の否定である。

(舞鶴市議会基本条例の趣旨に反する行為)

- 2 地方議会は、議会改革に向けた不断の努力を求められており、今後も取組を進めていくため、今回のように議決に従わなくてもよいという行為を前例とすることはできない。今後の議会改革の議論に大きな支障を来す行為であり、舞鶴市議会基本条例の精神を記した前文及び目的に反する行為である。

(議会品位の低下)

- 3 議決結果に従わないという行為は、地方自治法や舞鶴市議会基本条例が要請する議員の活動の原則からも大きく逸脱し、著しく議会の品位を低下させる行為であると断じざるをえない。

(会派責務の放棄)

- 4 舞鶴市議会は、議会運営において会派制とし、会派の責務を舞鶴市議会会派規程でもって明確に規定しており、議決した事項の所属している議員への周知と遵守を義務付けているが、明らかに遵守する義務を放棄している。

(信用失墜行為)

- 5 地方議会の議決は、市民に対して大きな責任を有しているが、議会自らが決定した議決事項に議員自らが従わないという行為は、市民に対して議会の議決を守らなくてもよいといった、誤ったメッセージを発することとなり、議会の信頼を大きく損なうこととなる。

よって、舞鶴市議会日本共産党議員団に対して猛省を促すとともに、その猛省を今定例会中に本会議において表明すること。また、今後の議会運営に係る態度を改めるよう求める。

以上、決議する。

令和3年6月2日

舞 鶴 市 議 会

令和4年

## 194 ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議

去る2月24日、ロシアによるウクライナへの軍事による侵略が開始された。

武力による国の主権や領土の侵害、人々の生命、自由を奪う事態は、いずれの国や地域、いかなる理由があろうとも、国際社会においては、断じて許されるものではない。さらにロシアが核準備態勢の強化を決定したことについても、断じて許されるべきものではなく、唯一の核兵器被爆国として、国際社会とともに強く非難し、抑止させるべきである。

このような力による一方的な現状変更の試みは、明らかな国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがす行為を実行するロシアに対し、最も強い言葉で厳しく非難する。

よって、国においては、在留邦人の安全確保に全力で取り組むとともに、国際社会と連携し、ロシアに対する制裁措置の徹底と強化を図り、軍の即時撤収を求めることを強く要請する。

舞鶴市議会においては、本市の市是である「平和産業港湾都市」に基づき、世界平和の実現に向けて、国際社会が一体となって全力で取り組むべきであることを、ここに訴える。

以上、決議する。

令和4年3月9日

舞 鶴 市 議 会



令和5年

## 195 議会の信頼回復に関する決議

議員は、市民の負託により市政に係る職責を有し、その負託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努めていく必要があります。そのためには、人としての倫理・道徳が求められることを深く認識しなければなりません。

しかし、このたび、現職議長が罰金30万円の略式命令を受ける不祥事が判明し、この事実を市民にも議会にも報告せず虚偽の説明を繰り返し、これにより議員辞職することとなりました。

本市議会は、「舞鶴市議会基本条例」にある「市民の代表として、常に良心と責任感をもって品位の保持に努めること」の条文にのっとり、この事例を一個人の不祥事としてとどめることなく、我々議員の一人ひとりが襟を正す事例として真摯に受け止め、議会政治の原点を再確認し、真に市民の負託に応えられる議会活動を誓うものであります。

今後、本市議会は、自らが市民の負託を受けた議員であるという地方自治の本旨に返って、法令を遵守し、市議会に対する市民の信頼を回復するために全力を尽くすものであります。

以上、決議する。

令和5年1月16日

舞 鶴 市 議 会